

参議院文部委員会會議録第五十号

昭和二十七年七月二十二日(火曜日)午
前十時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 白波瀬米吉君
相馬 助治君
木内キヤウ君

委員

木村 守江君
石黒 忠篤君
高良 とみ君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君
若林 義孝君
衆議院議員
岡崎 勝男君
政府委員
地方財政委員
員会委員
菊山 嘉男君
地方財政委員
員会委員
田中 義男君
文部省初等中
等教育局長
竹内 敏夫君
常任委員会専門員
説明員
外務事務官(国
際協力局勤務)
甲斐文比古君
文部省初等中
等教育局長
内藤三郎君

本日の会議に付した事件
○教育及び文化に関する一般調査の件
(奈良の文化財保護に関する件)
(東京水産大学校舎に関する件)
(教育環境整備に関する件)
○義務教育費国庫負担法案(衆議院提
出)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部
委員会を開きます。
外務大臣が御出席になりましたか
ら、御質疑のあるかたから御質疑を願
います。

○堀越儀郎君 行政協定に伴うて駐留
軍の使用する施設区域の決定が外務省
の国際協力局と先方とにいろいろ予備
交渉をなされ、近くきまるのである
か、きまつたか、すでにそういうふう
な情報でありますか、そういう場合に
は、先方との交渉において、国内事情
を十分考慮せられること勿論でありま
すが、殊に政治、経済、文化の面につ
いて十分の考慮を拂われるというふう
に承わっておりますが、文化の面につ
いてはそういうふうな考慮をお拂いに
なつて御交渉に当たられたか、概括的に
お伺いしたいのでございます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 文化の面に
特にこういうふうにしななければならん
というきまつた方針というほどのもの
はないのであります。要するに文化
化と言つてもいろいろありますが、史
蹟或いは名勝というふうな場所、それ
から今現にやつておる学校等の問題、
これらについては勿論史蹟、名勝は保
存するし、学校については通学の便を

図るとか、或いは勉強の邪魔にならな
いようにするとかいうようなこともあ
ります。それから一般には風紀の問題
等もありません、こういう点も考慮
しなければならん、これは当然であり
ます。これらの見地から個々の施設、
区域についてその土地の実情等を考
えて、実際に当つてそういう方面
で支障のないようにという趣旨で、で
きるだけやつておるわけであります。

○堀越儀郎君 この前に参議院で国会
の總意の決議で教育施設の確保とい
うことが決議せられ、その点を十分考慮
を拂われておることと思つてありま
す。日本で一番大事だと思はれる古文
化財の確保、只今史蹟、名勝というよ
うな言葉で御答弁頂いたのでありま
すが、当然古文化財の確保ということ
もお考え頂いておることと思つてあ
ります。その点について具体的の一
つ例を申上げて見たいと思つてありま
すが、これは実際に具体化するのか、
或いは単なる一つの風評であるか、或
いは内交渉でも進めておられるのか、
その点わかりかねるのであります。戦
時中でさえも爆撃を先方の好意によつ
て外された奈良、京都、日本の重要古
文化財の多数を保有しておる奈良、京
都が戦禍から免れたその奈良に飛行場
が設けられるやの風評が立つておる。
これは単に奈良という問題だけでなし
に、日本の立場から、又日本の文化財
だけでなしに、戦禍から免れたとい
うことは、世界の非常に大事な文化財
という関心の下に行われたと思つてあ
ります。

○国務大臣(岡崎勝男君) 奈良を例に
引いておつしやつたのであります。が、
奈良が爆撃を免れたことは事実であり
ますが、それは重要な文化的ないろ
いろのものがあつたということも、その
理由の大きな一つであるには違ひあり
ませんが、同時に爆撃する必要もな
かつたという実際の事実も考えなければ
ならんわけであります。併しいづれに
しても、爆撃を免れたのであります
が、理窟から言いますと奈良に飛行場
を設けるということが、それじや今度
奈良を爆撃される理由になるかとい
うと、これは直ちにその二つのことを結
び付けるわけに行かないと思つてあり
ます。又仮にこれは理窟だけになりま
しうが、奈良でなくとも奈良の極く東境の
大阪なり、どこのなり、東境に飛行場を
設けたらどうなるかということにもな
るのであります。飛行場を設けるとい
うことは、その飛行場が爆撃される。
従つてその奈良の附近の文化財が破壊
されるというふうなことに結論を出す
ことは私は間違ひであると思つてお
ります。実際の話といたしましては、
奈良に飛行場を設けるといふようなこ
とは、アメリカ側からは一度もまだ言
つて来たことはありません。従つて
我々のほうでも一度もそんなことを考

慮したことがないのであります。恐
らくいろいろ大阪附近の伊丹の飛行場
についていろいろ陳情があるものでは
ないから、その換地でも探すのじやなか
うかというふうな臆測からそういう噂
が出たかも知れませんが、事実上は今
のところ何も話はありません。又仮に
話が将来出たとしても、政府とし
てはこれは具体的にどんなものである
かわかりませんが、奈良等にはそういうもの
を設ける必要はなからうと思つてあり
ますので、その方針で、仮にそれが出
たとしてもするつもりであります。が、
今のところ全然こういう話はないので
あります。

○堀越儀郎君 今の御答弁でよくわか
るのですが、飛行場ができて、すぐ
に爆撃の的になるものでないという御
答弁、これも一部さうにも考えられ
るのであります。が、当然基地ができ
れば、万一の場合は爆撃の的に真つ先
になることも考えられます。もう
一つは従前からの経験から見まして
も、又今月に出ております文芸春秋の
あの飛行場の話なんかをお読み頂いて
もわかりますように、旅客機について
は非常に十分なる注意をされてはいる
が、軍用機、戦闘機については進歩の
途中にあつて更に前進するので、危険
な飛行というふうなことも考えられま
す。現在立川の飛行場においてもよく
事故があることを聞いております。の
で、単に爆撃ということだけでなし
に、普段の事故ということによほど考

慮したことがないのであります。恐
らくいろいろ大阪附近の伊丹の飛行場
についていろいろ陳情があるものでは
ないから、その換地でも探すのじやなか
うかというふうな臆測からそういう噂
が出たかも知れませんが、事実上は今
のところ何も話はありません。又仮に
話が将来出たとしても、政府とし
てはこれは具体的にどんなものである
かわかりませんが、奈良等にはそういうもの
を設ける必要はなからうと思つてあり
ますので、その方針で、仮にそれが出
たとしてもするつもりであります。が、
今のところ全然こういう話はないので
あります。

えられなければならぬ。こういう点も御当局で十分考慮せられて万一そういうような場合には重要な日本の文化財を守るという意味において、できるだけの一考慮を拂われることを希望いたします。と思うのであります。

○荒木正三郎君 私は教育施設の問題と、それから伊丹飛行場の擴張の問題について外務大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。初めに教育施設の問題でございますが、アメリカ駐留軍に対して提供する施設の中で、教育施設は除外されるものと我々は考へておるわけなんです。現在政府はどういう態度でアメリカと折衝しておられるか、その点を先づ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 教育施設は除外する方針で話をいたしておりました。○荒木正三郎君 そういたしますと、現在なお相当の敷に上る教育施設が接收をされておるわけです。こういう施設はそういたしますと、近い機会に解除になると、かように了承して差支えないかどうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 近い機会という期日もいろいろ考へ方があると思ひますが、大体において今入つておる場所の換地と言いますか、それに代る建物ができれば移る、こういうことです。

○荒木正三郎君 私の考へでは、駐留軍に提供する施設について取極めが近く決定されるのじやないかと思ひます。その決定の時期においては、接收解除、或いは施設提供についていろいろふりになるべきだと考へておりますが、そういう時期において教育施設が返還されるものだというふうに考へる

のですが妥当であると思ひますが、そういう意味合ではないのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今話合ひをしておるうちにまず駐留軍のおる限り継続的に使用したいというのと、代りができるまで一時的に使用したいという二つの種類があります。教育施設でも今すぐにあけられない、ほかに持つて行くところがないというようなところは、一時使用の場合もあり得るわけでありまして。

○荒木正三郎君 そうすると永久的に使用したい、こういうふうなアメリカ側の意向のある施設があるわけなんです。これに対しては政府はこれに応じない、こういうふうな了解して差支えございませんか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 永久的という少し言葉が大げさなんです。元来日米安全保障條約というのは暫定的なものであります。早く先方は引揚げたいと思つておるのですから、永久的というは無論ありません。日米安全保障條約に基くアメリカの軍隊の駐屯が續く間はたいという種類の施設、その中には教育施設、これは教育施設と言つても大義に解釈すれば軍の使つておつた教育施設というふうなものもあり得るわけでありまして。そうでない普通の教育施設というものはこれは除外したい、こう考へております。

○荒木正三郎君 教育施設の問題につきましては参議院においては決議にまでなつておりますので、これは行政協定に伴う細目決定に當つては十分善処せられることと思ひますが、速かに教育の用途に使用できるように一つ御配慮頂きたいという希望を申し上げます。

次に伊丹飛行場の問題でございますが、この前に關係の農地部長でございましたか出席を求めて質問いたしましたのでございますが、結論が明白でございましたので、重ねて大臣にお伺いしたいと思ひます。最近の新聞によりますと、駐留軍に提供する施設のうちの飛行場の施設、これについては一部閣議で決定を見た、こういうふうな報道されておるのでございますが、これはどういふふうになつておるか、先ず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) まだ施設については一つ閣議の決定を見ておりません。

○荒木正三郎君 そこで私のお尋ねしたいのは、伊丹飛行場の問題でありまして、これは地元の当局の者或いは一般市民の代表者たちがしばしば政府に対して陳情をいたしておられますので、その内容はすでに十分御承知のことだと思ひますが、伊丹飛行場は非常に特殊な位置を占めておられて、池田市、豊中市、伊丹市という三つの衛星都市の中間に設けられておるわけなんです。今度この飛行場が擴張されるのではないかと、このことで非常に地元では心配しておる。心配しておると申しますのは、擴張によつて非常にいろいろ影響するところが大きいわけでありまして。農村に対してもそうですが、或いは教育方面に対する影響或いは風紀の面から考へ、あつては三つの衛星都市の真ん中に挟まつておるものであつて、殆んど擴張は困難な事情にあるというふうな考へられるのでありますが、この問題について政府のほうではあつてこを擴張することに同意せられないと私は考へておるのですが、どう

いう経緯になつておるか御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) すべての飛行場は最近ジェット機の飛行機ができてから、これは非常に速力が早いものでありますから、滑走路の長さが、前のものでは皆短くなつてしまつた。そこで飛行場の滑走路を長くしなければならぬ。ところが伊丹飛行場の滑走路を長くする必要があるものであつて、それがためにいろいろ測量等をして見ますと、かなり農地があるところですが、やればできないことはないという状況であります。ところが地元のほうはこの農地というものは非常に集約的にやつておるので、ほかの農地とは違い、又その水路を滑走路のために中断されてしまつてこれ又非常に困る。又ジェット機等は非常にやかましいものだから、これが始終飛べば、学校で授業するにもやかましくて差支えがある、まあいろいろの理由から困るという話は御承知の通りであります。そこで我々のほうから言へば、実は日本の安全を守つてもらうための軍の施設でありますから、必要とあれば犠牲を拂つて当然この施設を提供すべきが政府のやるべき仕事であります。ただ若しそういうような都市の真ん中であつて、いろいろの事情がある。そういう場所であるならば、はかに替地があつてそこでも差支えないというならば、できるだけ移つてもらふか、或いは今の飛行場はそれだけにしておいて、ほかにもつと必要なるものを建設するか、いづれかにしていただきたいと考へるのはこれ又当然であります。でどの程度伊丹の飛

行場の必要度があるか、そしてこれを補うべき他に適当な地域があるかどうかということ、只今いろいろ調査をいたしております。我々の考へでは駐留軍の機能を損失しない範圍で他に替地があり得るならば替地を求めて、伊丹は少くとも現状以上には擴張しないでいきたいと考へて、いろいろ各方面に調査を進めておるような実情であります。

○荒木正三郎君 私から詳しくあつての事情を説明する必要はないと思ひますが、特に考慮してもらわなければならぬ問題は、この池田、豊中、伊丹という三衛星都市が文化的ないわゆる住宅地帯として發展しておるわけなんです。又教育都市としても非常に成果の上つておる都市なんです。そういう点からあの狭い所に、丁度町の真ん中と申してもいいと思ひますが、そういう所にそういう飛行場を擴張するということとは、やはり人心に與える影響も決して私にはよくないと思ひます。そういう配慮も当然せられなければならぬというふうな考へておるわけなんです。それから教育施設の問題といたしましては、あの飛行場の周辺には相當数の学校があるわけであつて、今後ジェット機が相當あれを使用するところというところになれば、殆んど授業も十分できないのじやないか、こういう状況に私はなつておる。そういうふうにあの飛行場というものは、先ず都市の真ん中にあると考へてもいいと思ひます。そういうところを擴張する、こういうことは他に方法を求めて、そういう擴張は避けてもらいたい、こういう私の考へであります。私も豊中市に住んでおまして、その実情はよく知つ

ておるわけでありす。これは十分考慮をして頂きたいということを申し上げて質問を致します。

○高橋道男君 奈良にR・R・センターが現在ありますが、そのことについて地方から陳情があつた場合に、伊關局長がその移転について考慮してもよろしいといううな御内約があつたようなことを地方新聞で見たのであります。が、そういう事実があるのでございませうか。あればどういう対策をしておられるのでございませうか、それを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) このR・R・センターと言ひますのは、朝鮮から歸つて来た軍人たちの休養の設備でありまして、レスト・アンド・レクリエーション、休養と何と言ひますかレクリエーション、そのためにR・Rと書いておるのですが、その中心になつておる。そこで相當数の人々が奈良に歸つて来るわけでありす。これら朝鮮戦線でかなり長い間働いておりまして、月給がいわばそのまゝ残つておる。従つて一人当たり相當大きな金額を持つて歸るわけでありす。そこでその金を狙つてと言つちや語弊があるかも知れませんが、いろいろ接官婦が来たり、ぼん引きが来たり、いろいろな連中が集つて来て、そのR・R・センターを取巻いてやつておるわけでありす。これはアメリカ側でも非常に弱つておるのであります。何とかして日本側で取締つてこつていふやうな希望は前々からあるものであります。ところが日本の法令ではどうも取締るといふこともなか／＼困難で、これは警察なりその市町村が特に力を入れればできな

いことではないのであります。片方は金を持つておる兵隊で、短期間日本に来てゆつくり休養して楽しむという人々でありますから、どうしてもそういうのが来れば、それに引つつかつてしまふというので、風紀の問題も出て来るやうな事情であります。これはR・R・センターという性質から言つて、何もない山の中にボツンと建てたところで、これはそれじや朝鮮にいても同じことじやないかということになるので、やはり文化的な施設があり、景色のいい所、或いは休養設備もあり、ほう／＼見て歩いたり、和やかな気持ちで朝鮮戦線の苦勞を忘れるという意味でありますから、どこかそういうやうな所に設けなければならぬわけでありす。が、どこへ設けても、そこへやつて来るものでありますから、日本側の取締りが相當徹底しないと、どこへ行つても同じやうな苦情が出るわけでありす。従つて奈良の地方の人々の陳情は、これは誠に同情すべきことであり、そこにおる人は何も罪はないわけでありす。ただそこになんか休養の兵隊が来て、そこへ日本中からいろいろ／＼な人が来るものだから、厄介なことになる。それでできればよそへ移すといふことも考慮してやりたいと思つております。おりますが、よそへ持つて行つても、同じやうな條件の所に持つて行けば、同じやうな苦情がやはり起るものであります。そこで日本側においても、これは相當程度取締つて余り無茶なことのないやうにしなければならぬ。これはお互い問題であつて、アメリカの側だけが悪いといふわけにも行かないのであります。そこ

で最近殊に多勢の人、日本側のこつていふ接客婦その他の人々が集りまして、大分問題を起しておるよう……問題というのは特に大きな問題はないのですが、風紀上いろいろの点で困つたやうな状況も見られますので何とかしたいと思つております。奈良という特殊な事情もありすから、ほかに適当な場所があれば換へたいとも考へておりますが、果してどうなるか、これは向うと話し合ひもしなければならぬやうな状況に注意によりまして、余り厄介な事態にならないやうに努力いたすつもりでございす。

○高橋道男君 R・R・センターは今日本で数ほどのくらゐあるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私はよく数を知りませんが、そうたくさんはないと思ひます。

○高橋道男君 そのR・R・センターについてのいろいろ細かなことを伺ひましたが、その駐留軍に対する、或いは内地の接客業と申しますか、そういう方面に対すること、やはり行政協定のうちに含めて御交渉できるのございすか。それは先方は先方、それからこちら日本人は日本人、別々の取締りの対策を、これは行政協定以外として考へねばならぬ問題なんではないかと考へてゐますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 合同委員会が話し合ひをしまして、併し取締りは日本側のもは合同委員会等ではできないのであります。行政協定でも無論できません。日本側の法令に基いて日本側が取締るわけでありす。

○高橋道男君 先ほど堀越委員の質問に関連するものであります。奈良には飛行場は設けられないという方針のように伺ひましたが、これは單に飛行場だけ設けられないという意味に解すべきか。或いは作戦の基地としての一つの軍事基地を設けない、R・R・センターはこれは別ですから別に考へなければならぬでしようが、そういう作戦基地は設けないという広い意味に解釈してよろしうございすか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 現在奈良ではアメリカ側のキャンプがありまして、これは昔の軍の連隊司令部、それからその練兵場、又岐阜の航空整備学校の奈良の分校、それから元の陸軍の射撃場及びそれに附屬する住宅地区、これだけ使つております。この程度のものはやはり依然として必要であるやうと考へております。これは大して問題になるやうな地域ではないのであります。それ以外に別に奈良において必要なのは、奈良に返還する。それから又將來新らしく必要なものがあるれば、これは双方合議の上提供することがあるといふことになつておりますから、一遍きめたらもうそれきりだといふことじやありません。そのうちでも返つて来るものもあれば、又新しく要るものもあり得る理窟であります。併し原則的には今度きまればまあ当分はそれでいいであらう、そう新らしく又必要な土地が急に出現するといふことも今のところ考へられないのであります。

○矢嶋三義君 奈良に九州あたりは朝鮮戦線の戦況が非常にその都度々々影響するやうでございすが、私は外務大臣にこの際お聞きしたい点は、現在合同委員会を通じて折衝中であり、すでに又接収済みのものもあると思ひ

のでございますが、それらの陸海空の駐留軍の使用地というものは、数及び面積の点において、曾つての日本の陸海空軍が使つた数及び面積との大体の割合というものはどうなつておりますか。ということをお伺いするわけは、ともかく我が想像している以上に武器が発達している。従つてその陸上演習場にしても、或いは飛行場にしても、或いは海上の演習地域にしても、非常に広大に使用されて、そのよつて来るところ生活権というものは非常におびやかされるのではないかということをお伺いいたしてあります。

○岡崎勝男君 私は今こゝで資料を持参していませんから、元の日本の軍隊が使つていたものと、今のものと比べるわけにはちよつと行きませんが、これはどこか前のものを調べてみないとわかりません。が、この占領中にアメリカのみならず、これはいわゆる占領軍の使用してあります。いろいろの施設或いは区域、いろいろのものがたくさんあるわけでありまして、それは私の知る範囲では、ただ一軒の家とか何とかいうのを除きますと、大体数にして三千幾つあつたかと思ひます。それが数にしますと勿論三分の一以下に減つてゐると思ひます。これは数にしてでありまして、例えば、家屋が例え何千軒あつたかとして、そのうちの接収解除したのが何千軒であるというふうな数を勘定しての話でありまして、演習場、練兵場等はかなり今まで使つておつたものを使うことになつておると理解しております。

す。併し、いづれにしても、占領中のものよりは相当程度減つておることはこれは事実でありまして、その半面、先ほども申し通り飛行機の新しい型ができましたために、滑走路はいずれにしても延ばさなければならぬといううなこともありまして、一部擴張したものであるわけなんです。それを比べてみてどうなりますかという、これはもう占領中よりは減つてゐることは無論明らかであります。今ちよつとどの程度減つておるか。ここにはその数等は持参してありませんが、今これも記憶でありまして正確じやありませんが、一般の施設、区域等は従来は三千五百余りです。それが今度は約七百といふことになつたといふ話であります。大体今私の申した程度だと思ひますが、ここに資料を持参してあります。矢嶋三義君、もう一つお伺ひいたしたい点は、陸上並びに海上について、それ／＼分科委員会を持たれて、相手方と交渉をされてゐるようでありまして、一つの演習場の問題が起つた場合に、地元の駐留軍に交渉をいたしますという、地元の駐留軍は、これは東京でやるので我々地元の意向というものは全然取入れられないし、我々にもわかつていない、こういう回答を日本側にするわけですか。今度は中央に承るという、實際その演習場を使うのは出先の駐留軍が使うのであるから、現地部隊の意向を重く取入れて、そして決定されるのだ、こういうふうに中央で言われる、一つの問題が起つた場合に、国民はいずれに當つて行つたらいいか迷つてゐるわけですか。それとも一つは、合同委員会は、一対一

で取扱ふべき性格のものになつてゐるわけですが、どうも海上について、或いは陸上についても、向うさまが相當に強くて、日本側の折衝は一対一に行つていないらしいといううな不安を国民は非常に持つてゐるのです。一つの問題が起つた場合に、国民はどういうルートを通して国民の意思というものを十分反映したならよろしいのか、その点一般的な演習地が使用されるとか擴大される結論に到達するまでの経過というものを一応ここで御説明願ひたいと思ひます。

○岡崎勝男君 これは占領終了直前頃、参議院の外務委員会等でも問題になつたのであります。現地の部隊が、急にここが要するのだと言つて地域を占領中でありまして、独立直後に接収したり、又占領軍が地元の連中に話をして、このところは提供しろといううなことをやつたりしていろいろ弊害がありましたので、現地部隊は一切そういうことに口を出すことを禁ずるようによつて禁じておりました。先方でも現地部隊が地元に対して何とか言うことはすべて禁じておりました。問題は中央で決定する、合同委員会で決定する、ほかでは一切そういうことをやるべきものではない。但し合同委員会は地元、つまり現地の国民のほうの意見も十分取入れて考へる、又そこにおる駐留軍の必要ということも十分取入れて考へる、現地の日本側の意見は合同委員会の日本の委員がこれを十分考慮してやる、軍側の意見は、アメリカの合同委員会の委員がこれを代表して話をやる、そこで話をいたすわけでありまして、これにつきましては、更に合同委員会の委員だけでもわかりま

せんから、それが農地である場合には、農林省の局長等を分科会に入れますして、そうしてやるし、又それが海でありますすれば水産庁の代表者を入れて、そうして漁民の利益を代表してそこで十分意見をさせる、こういうことにしてきめるわけでありまして。なお一対一になか／＼行かんというお話であります。それは若しできるだけアメリカに施設を提供しないという考えでやるとすれば、そう行つておりましたからあなたのおつしやるような意見になるかも知れません。併し我々は日本を守つてもらうためには、できるだけアメリカの必要な施設は提供いたしたい。そうしてここで十分機能を發揮できて、万一の場合には十分にその実力を發揮できるようにいたしたい。この考へておられますから、できるだけアメリカの必要とするものには応じる考へで協議をいたしております。従つてそういうやり方をとつておりますから、日本側の委員は弱腰であるとかいうようなことになるかも知れません。が、それは事柄の性質が日米双方の協力によつて成立つものであるという点をお考へになれば、これは強腰とか弱腰とかいふ問題ではないと私は考へております。

○矢嶋三義君 今の岡崎外務大臣の発言は、それ／＼の立場において批判の余地もあると思ひますが、政府は少くともそういう根本的な立場に立たれておるならば、全国各所に起つておるところのこの駐留軍の使用地の問題について、その政府の持つておる基本的態度というものを国民によく了解できるように、周知方には特に努力して頂きたい。それによつて政府はど

ういう基本的態度を持つて臨んでおるかということがわかるのでございましょうし、又それに対する国民の運動、その土地の使用されることについての或いは陳情、或いは反対の運動に対する一つの私は方向も得られると思ひます。是非私は政府のそういう方針がよく末端まで滲透するように方法を講じて頂きたい。それほどに政府が基本的な立場に立たれておるといふことを末端の国民諸君は知らないで、私は動かされておる人が多いと思ひますので、その点要望いたしまして私の質問を終ります。

○岩間正男君 先ほどのお話だといふと、大休駐留軍に提供する施設区域といふものは、二十六日まで大体きまるといふことではあります。昨日の日新聞を見ますと、殆んど合同委員会の結論は出ておる。そうして二十二日の閣議にかけていづれ発表される。こういうことになつておるのですが、二十六日までこのううものがはつきりわかりますか。公表の方法をとられま

○岡崎勝男君 毎日新聞に出ておるのは何ら根拠のあるものではない。ただ誰にでもこれは当然調べればわかるような大きなところだを引つ張り出して作つた作文だと思つておられます。あれは数を勘定されてもそうたくさんはないのであります。そして二十三日の閣議と新聞にあつたと言われますが、これも根拠のないことは、現に本日が二十二日でありまして、本日の閣議には提出してありません。併し恐らく二十七日ですか……。

○岩間正男君 二十六日です。

○國務大臣(岡崎勝男君) 二十七日と
思いますが、とにかく九十日の期間内
には決定を見ることと信じておりま
す。今急いでやつております。発表は
これは又別問題で、一日や二日遅れ
ることはあるかも知れませんが、我々
としては遅れないでできると思つてお
ります。いずれにしてそういう予定で
進んでおります。

なお、先ほどお話のありましたこれ
らの問題をできるだけ周知方然るべき
ということ、これは尤ものお考えで
あります。我々もそういたすつもりで
おりますが、現に合同委員余に出てお
ります国際協力局へは実は何十という
陳情団が毎日ずつと来ておりまして、
殆んど事務に差支えるくらいたくさん
来ておるのであります。併し我々はで
きるだけ地元の希望も聞く、希望を容
れるかどうか、これは別問題でありま
すが、できるだけ地元の意向を聞く、
そういういい機会でありまして、陳
情団が来ることは決して拒まないの
であります。殆んどあらゆる施設につ
いて陳情団、これはまあ極く小さな
のは別ですが、聞いているのでありま
す。それらはすべて記録して研究の材
料にいたしております。

○岩間正男君 それではまあ近いうち
にこれは公表されるわけでありま
すね。そのときまで占領軍に接收され
ておつたものが解除返還されると思
うのですが、こういうものは返還され
ることになるのでしょうか。これは当然
九十日以内に、まあ一、二のそういう
引つかりのところはあり得ると思ひ
ますが、原則的には殆んどこれは占領
時代のもので合同委員余の議題にの
ちなかつた。こういうものは返還され

とこういうふうには原則的には了解され
ると思つておりますが、そういう点はどう
いうことになりませんか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 合同委員会
で合意に達したものを発表するのであ
ります。合意に達したもののだけが駐留
軍の用に供せられ、それ以外のものは
用に供せられない、こういうことにな
ります。

○岩間正男君 そうすると合意に達し
ないものは全部解除されるという考え
でいいわけですね。で、その期限は原
則的にはもう二十六日とそういうふう
に了解していいわけですね。

○國務大臣(岡崎勝男君) 原則的には
その通りであります。ただ実際問題と
してそこには或る、例えば家を立退
く……、ところがそこにいる……の家
具その他人が住んでおるといふと、そ
れは立退く期間も何日かありまといふ
し、それをどうへ持つて行くかといふ
施設を作らなければなりませんから、
そこに多少実際問題としてつきまして
は時日のズレがありまといふわけ
も、原則的にはきちんときままるわけ
であります。

○岩間正男君 そうすると、まあい
ろ今話されたような都合で二十六日
までに返還されたいものに対して、今
度日本側としてはこれに対して返還の
要求をする発言権が擴大するといふ
うふうに解釈していいわけですね。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今のところは
つとはつきり御質問の趣旨がわかりま
せんが、このきめた中では、先ほど申
したようにもう行く先がきまつてお
るだけども、まだ移れない。その先
が全部はできていないといふのは、一
時使用という形で、できるまで置く

ということが協定のその中にあるわけ
であります。こんなのは移つてしまつて
いけばそれきり。であるから合意に達
したもののだけが結局最終的には残るの
である。それは我々の合意に達したも
のである。もう一つは、合意は合意で
あるけれども、一時的にはここに置く
といふことであつて、どこか行く先が
できたときには、速かにそこに移ると
いうそういう合意のものもある。その
ほかのものは一切従来の接收はなくな
つてしまふ。

○岩間正男君 そうしますと大体合同
委員会でもきまりに……、まあその
ところはこれは恒久的に、まあ半永久
的と言ひますか、そういうふうにして使
用するのだという了解に達したものと、
それから一時使用、そして而もその線
から今の合意に達したものが外れてお
らないう、そういうために大多数知つて
おらない、こういうものに對しては日
本側としては早くそれを返してしまふ
ように発言する可能性は擴大して来る
わけですね。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはもう
発言の擴大も何もないので、例えば一
つの例を申してみますと、その近所
に大蔵省のビルディングがあります。
ことになつておりましたが、その移るも
のができておりません。従つてこれは
移るほうの建物(例の五百六十億の安
全保障費の中から建設したりするので
あります。こつちを早く作りさすれ
ば、できさすればこれはできる。従
つて発言の擴大とか何とかといふこと
はありません。当然あり得ることにな
つておる。早く作りさすればいい、

こういうわけですね。

○岩間正男君 それでは具体的にお聞
きしますが、返還の施設の中で、この
前から問題になつておりましたところの
月島とかその他あつたわけですが、特
にここでお聞きしたいのは、海軍経理
学校です。品川のこの海軍経理学校の
分校をこれを水産大学に充てたいとい
ふことで、御承知のように水産大学の
行く先の問題は、現在予備隊に取られ
ておるところの越中島あの施設にな
つておるわけですね。それを長期間に亘
つて折衝したのですが、うまく行か
ない。そこで最近海軍経理学校が返還さ
れるといふことで文部省が非常に乗気
になつて、これも促進方を現にこの委
員会において大臣は表明しておるの
です。それから大蔵省の管財局でもこ
れは優先的にこれを水産大学に充てる
と……、こういうことを言われておる。それ
で国際協力局としてはこれはどうい
う実情になつておるのでしょうか。こ
の点先ほどの質問と関連しまして見通
しですね、いつ頃これがこちら側に返
還されることになつて、そしてまあ今
の希望が達せられるかどうか、どうい
う点について伺つておきたい。どうな
つておるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは私も
前から聞いておりましたが、ただ聞い
ておる内容が多少違ふのは、元の月島
の学校、これが駄目だからこつちへく
れというのじゃなくて、あれよりも品
川のほうがいいからあれはどうなつて
もいいが、とにかく品川を確保してく
れという話でありました。そこでこの
問題を先方と話しまして、合同委員会
では原則的にはもう返還に話し合ひが
つております。従つてあとは時期の間

題でありまして、これにつきまして
は、その移転先等の準備の進捗にもよ
らうと思ひます。その点はどうなつて
いますか。ここに次長が来ております
から、次長から御説明いたします。

○説明員(甲斐文比古君) 品川の経理
学校であります。只今大臣から御説
明いたしましたように、返還について
はすでにアメリカ側の了解を取つてご
ざいます。ただこの移転先を具体的に
申上げますと、世田ヶ谷の用賀に一つ
国有財産がございます。そこへ移転す
る予定になつております。ただこれは
同じく文部省所管の衛生試験所が一部
使つておられますので、この話がまだ
つきりと付かないために実はこの移
転が遅れておる。この経理学校の解除が
遅れておるといふ現状でございます。
世田ヶ谷の衛生試験所の方は現在
交渉中でありまして、早急にそちら
の問題が片付くと思ひますので、その
上でこの施設を補修して引越すこと
になると思ひますので、まだはつきりし
たことは申上げられませんが、この間
半年か半年以上かかるという予定で
ございます。

○岩間正男君 大分今のお話をお聞
きしますとこれは長い話になると思
う。我々も現地を視察したのですが、現
にボーラー修繕をしておる。これはどう
もおかしいな、間もなく返されるのだ
らう、こういうことで視察して見ます
と、ボーラーを修理しておる、こうい
う形でありますから、おかしいと思
つて実はお伺ひしたのですが、そうし
ますと衛生試験所が、これが移つて世
田ヶ谷の用賀のその施設が明渡しにな
らなければ移れないといふいうことにな
るわけですね。

○説明員(甲斐文比古君) そういわけでございます。

○岩間正男君 どうも話がおかしいと思つておる。というのは水産大学の問題はこれは非常に緊迫した問題で、昨年の今頃問題が起りました。我々も視察したわけですが、それからこの委員会の決議によりまして、文部大臣とそれから予備隊の担当の大橋國務相も視察を願つたわけですが、ところがこれは全くひどい施設なんです。御承知のように便所を改造して研究室に二、三個所も充てておる、こういう恰好なんです。予備隊に七割も施設を取られて三割のところを押込められておる。而も今年度は人員を増員して一千人もそこに收容しておる。こういう形で非常に事務に影響するところが多い。殊に予備隊と学生との間に対立が起つて来る点が多いので、この点はまずい。こういう形で我々も昨年の夏に大橋國務相の出席を求めて大体まあ六月頃にこれを解決して欲しい、こういうことで大体の了承がついておつたのです。ところが本年の六月になつて一向解決の途が講じられそうもないので、又問題が非常に具体化して来たのでありますけれども、そうしますと今のような形でもやつて行くという、まだ半年後かも知れない、半年後余り当てにならない、こういうことになりまして、私は非常に影響するところは大きい。大体水産大学のほうでは新学期開始くらいまでには返されるということをして承で進んでいけると思うのですが、そこに随分大きなズレがあるのですが、私が先ほどお聞きしたのは、つまり合同委員会が一応これは返還するんだと、こういう了解点に達したものでない、少くともこれは行政協定によりまして、若しくは日米安全保障條約によりまして当然九十日後における發言權というもの、少くとも日本側の發言權というものはつきり主権的な性格を持つていいじゃないか。当然九十日まで原則的に返還される、こういう形になつておるのでありますから、二十六日以後は従つてどうしてもこれは日本の大学教育、殊にまあ一つしかない水産大学、而も現状は今お話がありましたように今非常に困つておる。これは国民感情としても又学生の思想的な立場から考へてもうまくない。こういう形で要求されておるので、これを何とかもつと具体的に國際協力局のほうではこれを解決する、こういう方策はないものでありませんか。この点閣下さんに伺いたい。もう少し……、私はあえて發言權の擴大といったのを、あなたは先ほど發言權の擴大も何もないのだという、これは一笑に付されたようだけれども、これは一笑に付されるものではない。今聞いてみると半年後、而も問題は非常に迫つておる。こういう問題に対して御決意をしつかりしてこれを返されることに努力されること、今や教育的に見て、国民感情的に見ても非常に重要だと私は考へておる。それであえて質問しておるのです。この点に対してどういふふうに取り扱われるか、大臣の決意を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは今次長からのお話があつたように、アメリカ側の問題ではないのであります。決意の披露の仕様がないのであります。要するに文部省の世田ヶ谷における施設が早く移転さえすればそれ

で解決する。従つて国内の問題であります。

○岩間正男君 文部省の内部だけで、内部からの自己矛盾みたいですが、そういうふうな解釈していいですか。向うとは少しも何もない、こういう解釈ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 先方は世田ヶ谷の施設が空いて補修はやりませうけれども、補修さえできればいつでも引越す、従つて世田ヶ谷の施設を空ける、つまり文部省の施設を空ける、ということが問題です。

○木村守江君 ちよつと関連して文部省に聞きますが、あの衛生試験所はこれはどこに行くことになつておるのですか、文部省から……。『いたちどつこじやないか』というところは一通も言わね、怪しからんね』と呼ぶ者あり。文部省に少し教えて下さい。

○岩間正男君 その間にもう少し伺います。先ほど占領中の施設のほうに接收されたのと、それから駐留軍時代に減つておる、こういう話だつたんですが、これはまあ具体的にデータがないのでわからないというお話ですが、実はデータを出して頂きたいと思ひますが、演習地のような点はこれはどうなつておりますか。最近非常に演習地が擴大されて、それも日本の旧陸軍時代の演習地の規模ではないようです。非常に広範囲な大陸訓練のような、厩大な高原地帯のようなものがいろいろ要求されているように聞いておるのですが、これはどうなつておりますか。つまりそういうような駐留軍に提供する施設の面積といううなものは、そういう点はどうなつて

おりますか。これは件数と言つたら何ですか。家なんかもやはり一件といふことで入つておるのですか。これも件数という勘定をすれば三千五百から七百と言へば如何にも多く返されたようであります。問題は今度今お話がありましたジェット機の来着によつて航空路を延ばす、従つて飛行場の擴大、農地の取上げの問題とか、更にもつと大きな演習地が、広汎なものが要求されておる。こういう点から考へてこれはどうなつておりますか、お伺ひしたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私から原則的な説明をいたしますと、占領軍という性格の場合には、日本の政府なり、国民なりに占領政策を履行するために必要な軍隊であります。で、国内には武器等を持つことを禁止せられておつたのでありますから、従つて日本の政府なり国民なりに強圧を加える必要の施設というものはこれは一定の限度があつて然るべきものであります。それは限度において違ふかどうか、これは實際は別問題であります。安全保障條約に基く駐留軍は日本が独立後において軍備を持たないその真空中に對して外部からの侵略を防ぐという性格を持つておるのであります。それから、もうすでに占領軍と駐留軍ではおのずから性格が異なる。従ひまして演習その他の問題も違つて来る場合もあり得るわけでありまして、併し具体的にどうなつておりますかは、今材料があるかどうかわかりませんが、次長から御説明をいたします。

○説明員(甲斐文比古君) 只今大臣から原則的な御説明がございましたように、講和発効後大多數の施設は戻るのであります。大多數と申しましたのは、米軍の使用いたします一般の施設は非常に圧縮されるのであります。ただ飛行場と演習場はその例外をなす、飛行場につきましては、先ほどから御説明のあつた通りであります。又演習場につきましては、米軍の性格が占領軍から駐留軍に變つた。言わば行政部隊から作戰部隊に變つたというために演習が強化されておる。そういうために従来使つておりました演習場も新たに必要になつて来る。そういう状況になつております。それでこの七月二十六日までには新規のものにつぎましては、極く一部のものを除いて殆んど日米間には合意に達してありませんので、ただ従来日本軍が使つておりましたものについて引續き提供するということが決定される予定であります。新規のものにつぎましては、全然新規のものそれから従来演習場を或る程度擴張する必要があるもの、この擴張部分並びに新規のものにつぎましては、將來引續き日米間で、先ほどお話がありました陸上演習場につきましては、日本側は農地局長を委員長とした陸上演習場分科会というものがございまして、それから海上演習場につきましては水産庁の漁政部長が委員長になつております。海上演習場分科会、これで引續き検討を加えて行きます。できるだけ農地或いは水産、漁業に被害を少くして、而も駐留軍の目的に合致するようにという方針で行くつもりでございます。今申し上げられませんが、まあ若干演習場につきましては面積が植えるというところは止むを得ないという状況でございます。

○岩間正男君 若干種あるという……これはデーターを頂けましような。さつきの合同委員会のやつはいずれ官報か何かで公表されると思うのですが、一応それは了解に達した、併し了解に達しない、これからの協議を持続して接収されるものもあると思うのですが、そういうものについては一応国会の審議上非常に重要な問題だと思ひます。今の岡崎外務大臣のお話では、これは占領軍と、それから駐留軍というの性格は違ふのだ、無論これはその通り、行政部隊から作戦部隊に変わつた。併し国民はこれはこの條約を結べば、戦後の国民の了解しておる線では今日今お話のような点で了解しているかどうかという事は非常に私に疑問だと思ふ。少くとも平和條約、安保條約を結べば、非常に日本はよくなる、現状よりもよくなる、そして軍艦に考へれば全部いゝな施設は占領軍がなくなれば返されるものと、演習場なんかは擴大されるとは夢にも思つていなかったと思ふ。ところがその後開くところによりますと、富士山麓とか、阿蘇山であるとか、或いは新たに又いゝな所が候補に上つておる。これはさういふあなたがたはおつしやるけれども、農民からみれば、これは非常に生活権をおびやかすところの重大な問題だと思ふ。單に耕地がなくならぬ、或いは今まで旧軍の使用地を折角開墾して漸くそばやさつまいもがとれるようになった、それを更に取上げてしまふ。更に農民は高原地帯なんか取られますと、採草地、こういうような所まで取られてしまふ、これは大変なことになる。又米軍の演習のために砲彈が打ち込まれて立入りできない、山はどん／＼焼けている、焼けているのを見て、その火を消しに行かに行けない、こういうことは至るところにあつちもこつち起つておると思ふ。こういうことを考えまして、我々その立場から考へて行きますと、今岡崎國務相が、日本がこれは要求してお願ひして駐留してもらつたのだから、これについては国民は了解しなくては行けないと言われるのですけれども、私はさういふ了解があつてこゝう條約を結ばれたかどうかということありまして、さういふ事態が起るといふことになれば、やはり合同委員会に對する政府のはつきりした、少くとも国民に政府は開明し、或いは宣伝し、こゝうなるのだ、こゝういつた線くらい守り抜くといふことは非常に大事だと思ふのですが、その点遺憾ながらやはり私は現状から外れていて、やはりその被害を直接こうむるところの農民、さういふところでは非常に大きな問題になつて生活権をどうするかという問題になつておると思ふのですが、こゝういふ点は今言つたような形で何らか手放しの話では了承しかねる、この点如何ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 政府も国内の食糧の自給といふことは非常に重要な関心を持つております。農民或いは漁民、その他各種の産業についてはこれを阻害しないようにでき得る限りの考慮を加えますし、又米軍側でも、その事情はよく承してあります。従ひまして實際に決して大きな、こゝういふ方面に障害の起るようなことはいたさないつもりでございます。又そのために特に農林省なり、通産省なりから専

門家を入れまして十分検討を加えた上で、差支えないものについては同意を與えますけれども、差支えのあるものについては同意を與えない方針で進んでおりますから、その点は余り御心配ないようになつておると思ひます。

○岩間正男君 もう一つ、先ほど矢嶋君から語があつたのですが、こゝういふふうな局地的問題は局地で解決しないで、全部合同委員会で決定される、こゝういふことになるようですが、さうなると、實際は現地で起つておるいろいろな問題も米軍側に責任があると思ふのですが、米軍ははつきりさういふことを了解しておるのかどうか。幹部は了解しておつても、末端においてはさういふふうになつておるか、この点を明確にして、日本の国民の側においても、さういふふうな現実のいろいろの問題には直接応じない、こゝういふ態度を明確にされると、現在起つておる紛争なんかこれは相当緩和されるのではないかとおもうのですが、こゝういふ点は政府は官報か何かではつきり国民に告示し、知らせる措置をされることが重要だと思ふ。米軍側に対しておるは、現在こゝういふ紛争が起つておるが、今は占領軍の時代の性格とは非常に違ふのだといふことを、はつきりこゝれは協定の線を遵守すべきだといふことを米軍側に告示せしめるような手段を當然外国にとるべきだ、こゝういふふうに思ふのです。こゝういふことを明確にされる決意を外相持たれますか、この点何ておきますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 現地等で直接交渉しないような方針につきましては、政府も米軍も今お話のように十分了解いたしております。ただ官報なんかは性質上さういふことを告示するのはどうかと思ひますが、併し例へば本委員会において私からこゝういふことを言へば、これもはつきりすることでありまふ。又各府県等には十分その意味を通じてありますが、若し更に必要があれば適當な方法を講ずることは決してやぶさかでありません。

○岩間正男君 米軍側には……○國務大臣(岡崎勝男君) 米軍側は各部隊に對して告示をいたしております。

○矢嶋三義君 甲斐次長に一点お聞きしておきたいのですが、先ほど岩間委員の質問に對して、品川の元の經理學校におる占領軍は世田谷の衛生研究所に移るようですが、これは厚生省の所管のようですが、さうなると國際協力局はさういふことはタッチしておらないかも知れないと思ふのですが、この厚生省所管の衛生研究所はこれは駐留軍が入るためにあけるような話合いがついておるかどうか、それを御存じかどうか。それから更にこの世田谷の厚生省所管の衛生研究所をあける、あけなといふのは、どの省とどの省と交渉してさういふふうになつておるか、或いは見通しは立つておるか、その点の経緯を一応承つておきたい。

○說明員(甲斐文比古君) 世田谷の衛生試験所につきましてこれを米軍に供與するといふことにつきましては、国内關係各省との間にすでに原則的の了解がついております。ただ具体的にやはり家をあけるといふことになると、やはりいろいろ障害がありますので、非常に小さな問題でございますが、例へばその中に五家族人間が住んでおる

とか、或いは道路の付け方を軍側はこゝうしてくれといふし、それから衛生試験所も一部そのまゝ残るわけでございますから、その衛生試験所の都合で、いやそれでは困るというふうなことでまだ最終的の決定に達しておらないのでありますが、これにつきましては勿論國際協力局が中に入りまして、國際協力局の仕事として、米側とそれから關係官庁との間の對立を調整しております。併し關係各庁の一層の御協力を得なければ、これは促進されないという実情でございます。

○矢嶋三義君 今の御説明によると、衛生研究所を縮小されるわけなうございませう。それを又厚生省も止むなしといつたして国内の關係機關も原則的に了解の点に達しておるといふ御説明でございましたが、厚生省も了承しておる、こゝういふ意味でございませう。

○說明員(甲斐文比古君) 衛生試験所が現在使つておらない部分が相当あるわけでございます。それでその部分を提供することになつております。

○矢嶋三義君 その解決に今後六か月かかるお見込みだといふのですか。

○說明員(甲斐文比古君) その解決はやがて付くと思ひますが、これが解決しないと、それだけ遅れるわけでございます。それが解決してから米軍が補修をしたり、引越したり、やはり半年くらいなければならぬといふのが実情でございます。

○矢嶋三義君 ではさうすると半年経てばその解決するといふことは、約九〇%程度は間違いないといふわけですね、あなたたちの原則的という意味は……

七

これは国会の塔よりは高くはなりません。いけれども、我々の生きておる間にはあの道から国会の建物が見えんようになるくらいに繁茂するのじやないか、こういう気持でおるのでございませう、機会均等ということ、それだけを取上げて見ますと、今荒木委員が仰せになったのはまだ、非常に遠慮せられた表現を用いられておるが、私も曾て教員で市長をやつておつた経験があるのでありますが、冬になりましたならば、四里の海上を通わなければならぬ僻地であります。電燈もなければ、陸続きではあるけれども風波を、いわゆる危険を侵してなければ主要な町との交通も絶えずというやうなところで、古くからあるお寺の一角を使つて、而もささやかな教材で、而もここで生涯をこの子供たちの教育のために捧げておられるというやうな姿を目撃いたしておりました、御発言になりました趣旨は十二分に察するものであります。私たちできればそういう僻地のところのものは、環境のいいところへ一大寮を作つて集しみつ、均等の教育を受けられるやうな施設が施せたらというやうな気持を持つておるのであります。遺憾ながら條文に現れておりますのはその気持を盛上げる、表面に現わすことのできなかつたのを甚だ遺憾に思つておる次第であります。

ます。この特殊勤務手当の中に今のお話の僻地手当が載つておるわけですが、ですから僻地手当を今の給與体系の中では額が少なくて月七百五十円くらいになつておる、これを目下人事院のほうで検討しております。今度給與準則は相当上るのではないかと思います。この僻地手当の支給の額を増額することによりまして僻地におる教員の待遇の改善を図りたい、かように考えられるのであります。

〇荒木正三郎君 私には教育機会均等の問題に關連して僻地教育の問題をこの際お尋ねしておきたいと思つておるわけでありませう。必ずしもこの法案はまだ、提案者のおつしやつたやうに、入れたのはたくさんあるが、そこまで手が届かない。このなにはよくわかつておるのですが、併し僻地教育の問題は、現在の事情から言つて決してなおさりにできない問題のように思つております。そこで内藤さんの御説明でございませうが、僻地教育にはいろいろなすべきことがあると思つておるけれども、その一つは僻地に勤務しておる教員の待遇をやはり考慮すると、こういう問題が大なき問題であらうと思つておる。これは第二條で若干さういふ点は考慮できるだらう、こういうお話を聞かされて、これはそのように了解していかうか。私は昨日も人事院總裁に会いまして僻地手当の問題について人事院がどのように考慮されておるか、いわゆる給與準則と關連して相当地が増額を考へる考へがあるかどうか、こういうことを聞き質しましたところ、今さういふ考へはない、こういう私に對するお答えでありました。今内藤さんのお話ではかなりそれが改善されるのじやないかと、こういうお話をございませうがどうも人事院總裁との間の何が食い違つておるようになっています。

〇説明員(内藤三郎君) この僻地手当の關係は從來教員が国の公務員であつたとか、官吏であつた当時は國のほうで定めたものでございませう。このとき主として定めたのは國の施設を中心にしてきめましたので、例えば燈台とか、さういふ僻地にある、或いは緯度観測所とか測候所、さういふ非常に僻地の場合を標準にきめられましたので、教員に對しては必ずしも実情に即さない点があつたわけでありませう。ところが昭和二十四年から教員は地方公務員になりましたので、地方公務員になつたから當然に公務員の給與体系をそのまま準用するといふ形をとらなかつたのです。そこでその府県の實情によつて支給して頂くやうにといふ通牒を出したのであります。そこで各府県でいろいろと特殊事情によつて操作されたのですが、その当時私も國庫負担金の操作の上からは、國の基準で一応きめてありますから、その國の基準によつて限度をきめましたけれども、各府県はそれと事情が異つております。今度の負担法の建前は地方が出したものの二分の一を出すという、実績の二分の一でございませうから、地方が大いに取上げて出して頂いて出さなければその二分の一が國から出される、さういふことになつております。現に私もこの点については非常に憂慮しておりますが、これはまあいろいろございまして、非常にいいところもあるし、非常に悪いところもある、です。

〇説明員(内藤三郎君) さうでございませう。〇岩間正男君 多分荒木君からもこれは質問になつたと思ふんですが、この中で「義務教育無償の原則に則り、國民のすべてに對しその適當な規模と内容を保障するため」といふ規定があるんですが、大体提案者としては現行的にはこの法案で實現することができないにしても、適當な規模と内容というものを、これに對する一つの概念を持つていられるか、どの程度に考へておられるのですか。義務教育を果す、そして義務教育無償の原則で而も適當な規模と内容と、さういふことになりまして、どの程度まで行けばこれは適當なものか、適正だと、さういふふに考へておられますか、その点一応伺つておきたい。

〇衆議院議員(若林義孝君) 大体いろいろな基準につきましては、この法案の狙つておりましたところは、原案でいろいろ具体的に並べて表示いたしてあつたのであります。大体その辺に目標を現段階には置いておつたわけでありませう。

〇説明員(内藤三郎君) 只今若林先生からお話がございませうが、荒木さんの御質問の趣旨は二條のほうで實現できるのではないかとお思ふのですが、二條の中に、市町村長、学校教職員給與負担法とございまして、その給與負担法の中には、特殊勤務手当がござい

ます。この特殊勤務手当の中に今のお話の僻地手当が載つておるわけですが、ですから僻地手当を今の給與体系の中では額が少なくて月七百五十円くらいになつておる、これを目下人事院のほうで検討しております。今度給與準則は相当上るのではないかと思います。この僻地手当の支給の額を増額することによりまして僻地におる教員の待遇の改善を図りたい、かように考えられるのであります。

〇説明員(内藤三郎君) この僻地手当の關係は從來教員が国の公務員であつたとか、官吏であつた当時は國のほうで定めたものでございませう。このとき主として定めたのは國の施設を中心にしてきめましたので、例えば燈台とか、さういふ僻地にある、或いは緯度観測所とか測候所、さういふ非常に僻地の場合を標準にきめられましたので、教員に對しては必ずしも実情に即さない点があつたわけでありませう。ところが昭和二十四年から教員は地方公務員になりましたので、地方公務員になつたから當然に公務員の給與体系をそのまま準用するといふ形をとらなかつたのです。そこでその府県の實情によつて支給して頂くやうにといふ通牒を出したのであります。そこで各府県でいろいろと特殊事情によつて操作されたのですが、その当時私も國庫負担金の操作の上からは、國の基準で一応きめてありますから、その國の基準によつて限度をきめましたけれども、各府県はそれと事情が異つております。今度の負担法の建前は地方が出したものの二分の一を出すという、実績の二分の一でございませうから、地方が大いに取上げて出して頂いて出さなければその二分の一が國から出される、さういふことになつております。現に私もこの点については非常に憂慮しておりますが、これはまあいろいろございまして、非常にいいところもあるし、非常に悪いところもある、です。

〇説明員(内藤三郎君) さうでございませう。〇岩間正男君 多分荒木君からもこれは質問になつたと思ふんですが、この中で「義務教育無償の原則に則り、國民のすべてに對しその適當な規模と内容を保障するため」といふ規定があるんですが、大体提案者としては現行的にはこの法案で實現することができないにしても、適當な規模と内容というものを、これに對する一つの概念を持つていられるか、どの程度に考へておられるのですか。義務教育を果す、そして義務教育無償の原則で而も適當な規模と内容と、さういふことになりまして、どの程度まで行けばこれは適當なものか、適正だと、さういふふに考へておられますか、その点一応伺つておきたい。

〇衆議院議員(若林義孝君) 大体いろいろな基準につきましては、この法案の狙つておりましたところは、原案でいろいろ具体的に並べて表示いたしてあつたのであります。大体その辺に目標を現段階には置いておつたわけでありませう。

〇岩間正男君 あの原因は、まあ詳しく我々も検討はしておりますが、最小といふべく、最低といふべく、余りに貧しいんじゃないかといふやうに我々に見て来たわけですが、それでそのために我々は具体的に参議院の小委員会におきましては、一応我々の見た最低で、無論これは憲法における義務教育無償などといふことはならんと思つて、それ以前の最低案なんです、さういふものを具体的にだして見たわけですね。これとは非常に開きがあると思つて、さういふ我々の案についてどういふ見解を持つておられますか。それは今度御覽になれないかと思つて、要だけ出してみますという

と、職員に給與費の中では教員です、小中学は四十五名、それで教職員の定員は理論学級算定式四十五名、それから幼稚園は三十名として、教員の配置は小学校に対して一・二五人、中学校は一・八人、それから盲聾学校は学校教育施行規則並びに理療科認定基準による。結核教員は職員数の二・七％、産休が一・三％、それから養護、事務、こういうものにつきました。はすべての学校に一名必要とし、児童生徒一千名を超えることに一名増す、幼稚園は一・二五人、高等学校のほりはありますが、まあ高等学校は一応抜きにしまして、大体こういう基準ですね。それから教職員の給與單価は、資格及び勤務年数を基礎とし、国立学校の教員の俸給算定式に準じて平均給與單価を定める、而もこの前引かれました三百七十五円を引上げて計算する、これは我々としては現状において少くとも義務教育を維持する最低の線だということで、数回の会合で検討した結果一応きめられたのですが、こういうような内容のもので、こういふものが大体教職員の給與費につきました。これが妥当な規模と内容といふことになるのである。具体的にこういふ案についてどういふ見解を持たれるか、提案者に聞きたいと思ひます。なお我々の案によりますと、うち、そのほか学校維持運営費、学校建築費、災害復旧費、義務教育費の無償と、こういうような点も合せて考慮しておるのではありませんが、これは統一してあると聞きますが、この教員の給與費につきましたは、どういふ見解を持たれておられますか、先ずお聞きしておきます。

○衆議院議員(若林義孝君) 参議院における小委員会御作成になりましたのは、私がこゝへ提案理由の説明に伺ひましたときに御発表になつたのでありますが、逐一拜見をいたしてあります。なお御審議の過程における小委員各位の御苦心のほどよく察知いたしましたしております。我々はこの今御提出いたしました原案作成の際にも、その参議院で御作成になりつゝあります目標を心に置きつつ折衝を重ねたのであります。その折衝の過程におきまして我々の力足らざることもあつたと思ひますが、その折衝の過程におきまして原案に盛り込まれたところのものが今日のように思ひまして、より以上の理想案は将来において実現を期すべきではあるけれども、折衝の過程におきましては、現在では少し他のものとの均衡から見まして無理ではないかといふような事情が感ぜられたのであります。そうして時日をも少し費すことができれば、或いは今一歩前進することができたかも知れませんが、非常な会期その他の関係があつたものでありますので、不完全ながら又不本意なる案を出したのであります。なおそれを基として折衝いたしておりました。が、甚だ困難性に到達いたしましたので、又甚だ申訳ないことであり、私自身も不本意と心得ておるのであります。あつた修正案を提出せざるを得なくなつたのであります。事情はさういふことでありまして、御質疑になりました我々の提案者の心持も参議院の小委員会の御作成になりましたこの案を将来目標としてこの法案を一つ擴大して行きたいと、こう考へておる次第でございます。

○岩間正男君 私は現状いろいろ止むを得ず財政との関連で今のところにとり着いた、こういう御説明は、これはまあ私たちが今までお聞きしてある。ただ私はこの法案に關つてある妥當な規模と内容、最小限のこの義務教育を果すといふような内容としてどういふふうには考へておるか。そのところは非常に重要だと思ふのです。どういふこの法案といふものは大要中味をどまかした饅頭みたいなものだ。第一條は皮で、大要皮はおいしくできておる。中味は中味の饅頭は話にならない。饅頭と我々は見ておるわけですね。皮だけでもこういふ立派な効能を謳つておるのだが、どういふふうには考へてこの効能書を大体どのぐらいの限界において把握してそこで考へておられるのか、非常に重要になつて来るわけでありまして。そうでないことは實際中味の皮だけの饅頭みたいなものになるわけでありまして。事実そうだと思ひます。そういう点から、せめて皮といふものをどういふふうには考へておるかといふことをお聞きしておるわけなんです。こういう点について文部省はどうです。参議院の小委員会案と、この前に出た原案といふものがあつたわけでありまして、そういう点からこの法律に關するといふと、義務教育無償の原則、国民のすべてに對しその妥當な規模と内容を保障する、このういふことを仮に譲うとしましたならば、これはどちらが近いといふふうには文部省當局は考へておられるか、我々としてはそれでもともこんなに譲えないといふと思つておるのであります。義務教育無償の原則を果し、それに近

付けて行くためにやるんだと譲うのは、我々の案でも冒瀆のような氣さをするんです。併し文部省としては我々の案と原案とどういふものを對比して考へられるときに、この第一條の精神から言へばどちらが近いといふふうには考へておられるか承つておきたい。○政府委員(田中義男君) お話のよう第一條は理想を掲げたような大原則でございます。それに比しまして第二條以下の内容は誠に距離のあるものだと思ふのでございます。従ひまして第一條に關する案はいろいろ立ち得るわけでございます。いろいろ提案者のほうからも御説明がございました。第一條は、この修正案の第二條以下は甚だ不十分な、又非常に第一條から申しますと距離の遠いものだと思ふのでございます。結局いろいろ事情から直ちに実行できる案として止むを得ざる事情に相成つておるようでございます。当面の問題として本當に実施に移される可能性といふことを問題外にいたしました。考へます場合には、参議院においていろいろ御研究御作成になりました案のほうは、案としては確かに前進したものであると思ひ考へておるのでございます。

○岩間正男君 非常に弁解が先に立てられるようでありまして、私たちがやはり一つこの教育改革、或いは苦しい国家財政の中で教育を守らうといふことが現実の当面した問題になつておるわけですね。それを果そうとするために我々が文部委員として責任を感じておるんです。そういう点から一体どの程度に水準を置いて考へるか、どこまで一体引つ張り上げればいいのかといふ一の理念の設定の仕方というのが私は問題になると思ひます。いろいろ若林さんのお話を聞きましたけれども、若林さんの考へておられる引つ張り上げる一つの理念と、それから我々は少し上廻つて考へておるわけでありまして、併しこれは大体いろいろ科学的な研究をしないやななと思ひますが、さういふものもあつて、少くも憲法といふものがあつて義務教育の條章まで謳つてある。さうしたらそれについて具体化しなければならぬ。どこまで行くかといふ線は一応はつきり持つていないと、今後渾然としたことで、都合が許せば、事情が許せばどこまで上げたいんだ、こゝまで上げたいんだといふ、その上げる限度といふものがわからない。さういふことはやはり義務教育であります。國民のすべてに對して適用される義務教育でありますから、今の國民の経済状態、収入の状態、経済生活の内容、さういふものによつて非常なものが變つて来ることを考へられますが、併しこれを國家が保障して行くといふ建前に立ちましたときに、最低どこまで行くか、少くともこゝまでは行かなければ、少くとも義務教育國庫負担法といふ名前には願ひない、こゝういふことは科学的な限界として出て来ると思ひます。ところがこの法案では、この前も私は申したのでありますけれども、どうも非常に立派な目標は謳つておる。併し現実は余りに開く。さうすれば量と質はない。余りにこんなに開いておるのに、名目だけは、看板と掲げておる目的だけは非常に高い、こゝういふことになると、法案そのものも内容のない一つの欺瞞的なものになると思ひます。さういふ点からお聞きしてお

るんですが、文部省あたりでは一つの義務教育を果すという見当を最低どこに置くか、こういう点についてどういうふうなこれは調査をされ、そうしてそういうような一つのデーターを持つておられますか。これがありましたら伺いたい。

○政府委員(田中義男君) 私どもは現在の事情の下におきまして、少くとも最低の線として維持したいと考えておりましたその具体的なものが実は原案であつたのでございまして、あの程度のことと突現させて頂きますなら、先ず今のところそれを足場として将来の発展を期待し得ると一応考えておつたのであります。

○岩間正男君 どうも頼りないと思います。どうも止むを得ないから原案通りに行つたんだというのをしばしば言われたが、今お話を聞きますと、現状では仕方がないから最低の線である、こういうふうに言われると、頼りなくなつて文部省に対する不信を増します。少くとも文部省は義務教育無償の憲法があり、そうして現実をよく調査すれば出て来るだろうと思ひます。そういう線をこれだけは違はせられるか違はせられないかわからない。併しこういうことは一つの理念があるかないかによつて我々の熱意も違つて来るだろうし、主張の仕方も違つて来るし、努力の仕方も違つて来る。こういう点から考へて、あなたのお話だと参議院の小委員会案はやまされただけでも、大体この前衆議院の出された原案ぐらいのものが最低だ、現状々々と言われますれば、現状を離れてもそんなに心配されることはない、現状の問題は又別にやります。少くとも憲法で謳つ

て、そうして日本は平和国家になつて今度は教育を重視するんだ、そうしてアメリカの管理政策の中でも、日本の教育に対する指令というものが一九四五年の十月だと思ひますが、出ております。この中には相当高いことを言つておる。実際問題として義務教育費の国庫負担の問題なんかも、今までは例へば教育費負担が地方の財政によつてゐる、むらがある、教育の機会均等を守れなかつた。従つてこういうことを解決することをごちやんと言われておられます。大幅に国庫負担にしなければならぬ、こういうことを、私今條文は忘れておりますけれども、占領軍の日本教育に関する覚書の中はつきり出ております。そういう点から考へて、これに對して当然文部省は調査を開始して、私は少くとも最低の線で科学的に考へて、日本の国民経済との連関において考へて、こういう線は要るんだ、こういうことが出て来ると思ひますが、これはお持ちにならないといふんですか。その点をお聞きしますが、現状との関係はどうだといふことは、これは又別である、こういうものはも少くとも憲法で言つておる限りは、最低目標はこのくらい要る、併し現状はこうだといふことになつておるなら話はわかりませんが、これがなくて現状でいふことは、これは動搖し續けておる。こういうことだと教育の基本的な政策というものは出て来るはずがない。我々やはり一番恐れておるのはそのことなであります。そういう科学的的研究をして、はつきりデーターを出して、そうしてその上から出たところの一つの教育財政に対するその中における義務教育の占める財政負担分とい

うものはかくあるべきだといふような理論的な根拠といふものを打立てなければ、永久に教育改革といふものは水泡である、私はそのことを感じておる。終戦前の教育から戦後の教育の転換、そうしてそういうような戦前の教育の欠陥がどこにあつたか、そうしてそれがどこで一体打立て、我々は今改革をしなければならぬかといふ一連の理想の中にそういうような一つの教育行政に対する財政面の検討をはつきりして今の最低限の、最低限といふのは少くとも憲法で規定されておる面を實現し得るだけの財政的な裏付けの意味です。こういうものをちやんと打立てていない限りは、これは何年言つてもやはり弱い教育面では絶えず情勢に流されて、そうしてその情勢に流されたものが、それがまるで一生懸命に達しなければならぬ水準だといふふうな考へて行つたんでは、これは百年河清を待つようなものであります。そういう点どうなんですか、文部省はそういうものを調査されようとして、又それを打立てるといふことで、すでに成案を得ておられるのか、或いは研究中であるのか、或いは着手されないで、まだそういうところまで手が届かないでおられるのか、そういう点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 只今お話のような点についてのお答として、数字等によつて具体的に私ここでお話をしただけの実意がございませぬが、併しいろいろお話のような点について文部省の調査局を初め、その機関において常に調査をいたしまして、そのための具体策の作成に努めておるわけなんです。それでただ一つ

私どもの義務をいたして行きます場合の考へ方といたしましては、ここに第一條でも先ほど来いへる、申上げましたように、この無償の原則といふものを非常に理想的な立場において非常に高く広く考へておりまして、個人に負担をかけないような本當の意味での国家の補償による無償の義務教育を施すことが出来るように、という、そういうふうな考へ方で、それに能う限り一步、ふたつとも前進して行く、こういうふうなことで、計画を立てて進めておるのでございまして、なお先ほどの修正になりました原案云々と申しました、更には私どもが当初本国会の初めの頃におきまして、原案よりもつと実は充実した案を持つておりまして、実はそれらによつて一応實現したいと考へていたことも具体的に掲げておつたやうなわけなんです。ござい

○岩間正男君 これははつきり伺いたいのですが、大臣からでもいいのです、或いは今日文部省内のいろいろの会議のときでもいいのですが、そういうものを一応財政面との検討とか、そういうことを抜きにしまして、現状から調査しまして、そうして少くとも最低限度の義務補償の負担といふものはどうあるべきだといふことについて研究をしよう、という課題を與えられんとか、そういう課題に向つて作業を開始したとかいふことはあるのではありませんか、ないのでありますか。どうも今のお話でははつきりしませんが、いつでも現状を脱み合せていふことを言うのであつて、これはよく天野さんにも我々は申したのであります、それはどこに到達するか、到達

の限界がない。そういうことを今までの作業の中でやろう、という決意をされたとか、これからやろうとかいふような指示は文部省で大臣からあり得なかつたんですか。

○政府委員(田中義男君) 私自身の知る限りでは特にそういう指示の下に作業をしたといふことはございませぬが、併し日頃の教育調査をやつておりますその調査は、いろいろお話のような線に沿つての実は具体的な資料を出すための調査であるはずなのであります、それらの調査はかなり具体的な資料を續々とめつたつたのでござい

○岩間正男君 まだ結論は出ないといふわけですか。

○説明員(内藤三郎君) お話のそういう計数についてはこれは具体的に私どもに資料はありまして、この前当初に出ました文部省の案でも、給費費に對して維持費をどの程度に見て行くか、或いは建物の減価償却をどう見て行くか、或いは教科書を全部無償にした場合幾らに見るか、学用品全部を無償にした場合には幾らか、こういう細かい資料はいつでも差上げることが出来る段階にあります。

○岩間正男君 できておりますね。それでそういうものを一応大まかにいひますが、出して見てもいいと思ひます。無償といふことですから、先ほど申しました教員の給費、維持運営費、学校建築費、それから災害復旧費、これは臨時的なものになると思ひますが、そのほかに義務教育無償の教科書、若しくは給食、そのほか通学費のやうなもの、こういうやうなものは一体どの程度まで文部省は考へてお

第七部 文部委員会會議録第五十号 昭和二十七年七月二十二日【参議院】

られるか、そういうものはありますか。

○説明員(内藤三郎君) あります。

○岩間正男君 それはまともなものであります。何か大まかでもいいのですが、どういふふうな程度の考へておるか。これがはつきりしないと、我々は文部省の意向を置して置かないとまずいと思ひます。これは明日にでももらへますか、これは是非出して頂きたいと思ひます。

その次にお聞きしますが、教育の機会均等の問題、これは先ほど荒木君から御質問がありました。荒木君は主として僻地の問題として言われておるわけであり、これはやはり非常に重要な問題で、我々も例へば北海道、東北の僻地なんかを見ますと驚くものがある。とても教育の機会均等というものはその何歩前かに彷徨しておるというふうな姿であるわけであり、さういふ問題も一つあります。それから何と言いましても教育の機会均等を本當に達成するには、この父兄の大衆負担というものを撤廃させるために国家がこれを見て行く、さういふことだと思ひますが、これはやはりさういふことです。これは全くこの中で私は教育の機会均等というところに努力するということは先ほど内藤君が説明されたが、もう少しも上げるといふことにはならないと思ひますが、これはつけたりになるのですか。教育の機会均等というものはさかんにさういふ具体的なことがあるのですか。

○説明員(内藤三郎君) 教育の機会均等がこの法案の中でさういふふうに見られておるかというお話のようであり、教育の機会均等は第一教員

の質と量の問題でありまして、第二に教材の整備の問題、第三に建物の問題が一番大きな問題であらうと思ひます。そこで第一の教員の給与につきましては国が半分を負担する、あとの半分を平衡交付金で補助する。さういふ建前になっておるもので、各地方において必要な教員数と必要な質を備えた教員が確保できる、かように考へるのであります。

それから第二に、教材の問題であります。この教材が六・三はできたけれども中味が整備されていない。又小学校の場合には非常に古い教材がたくさんございまして、日進月歩の今日において役に立たない、新教育の線に沿わない教材もあつたので、さういふ意味から教材の整備を図る意味において国がその一部を負担するということをお明らかにされておるわけであり、さういふ教材の考へ方が只今のところは学科の教材、教具、図書費等を含んでおられて、さういふ一切の教材を含んでおられます。従つて更に今後この教材を擴張解釈しますならば、教科書、学用品も入つて来る余地があるものであります。さういふ意味でこの一條、二條、三條によりまして教育の機会均等が実現できると私も考へるのであります。

それから更に建物問題につきましまして、これは附帯決議にもあつた通り、地方財政法を改正して計画的に建物の更新ができるようにという趣旨でございまして、これは他日の機会においてその実現に努力したい、かように考へるのであります。

○岩間正男君 これは併し大体現状とさう変りはないと思ひます。この法

案の内容ではさう／＼細かい技術的な点で變つておると思ひますが、大体變りません。ところが現状では、教育を受ける側から考へますとどうなつてゐるかといふと、非常にやはり義務教育さえも完全に果せないという様相が出て來てゐると思ひます。その点はこれは最近中学校あたりで随分不登校が多くなつて來ておる。それから折角入つたけれども、今度は学校に來られな

い、やめる、家庭の家事手伝いをやつておる。さういふことで不良化、又は学校にはな／＼行かせることができないといふので、不良化の傾向が起つておることにはさう／＼問題になつておることでも明らかだと思ひます。さういふような面では、一つは学校の例へば給食費だとか、それから教材費ですね、さういふような負担、さういふものがこの法案で一体どれだけ果されるかといふ問題が一つ。それからPTAなんかを通じて、これはさういふ／＼附帯とかその他の形で取られておる。さういふつまり負担ですね、いゝゆる何と申しますか、教育費といふ形で義務教育に拂つてゐる大衆負担、さういふものをどういふふう

に賄ふか、さういふことを考へるのか、この点が非常に重要な問題だ。教育の機会均等といふことを言うときは、少くとも貧富の差なく、これは貧しいとか富めるとか、富めるものも貧しいものも一つ並に国家の負担によつて教育を受ける、平等に受ける、さういふことが非常に言ふまでもなく必要なことなんです。日本の、我々の見当では大体中学校におきまして、戦前では百人のうち二十人しか行つておりません、女学校、中学校に……。さういふことで、

その行けない八〇%の中に入材がたさん埋もれておつたわけなんです。そのために実は相当優秀な人間の素質が教育によつて十分にこれが成長して、そしてそれを国家の一つの大きな発展のために使つていくことができなかったといふ面が非常に多かつたと思ひます。戦争になつたやうな原因だと思ひます。そこで一方では官僚階級の風潮がさういふ日本の社会を支配したしまして、だから例へば相当学歴がある、さういふことのために相當いい地位を占めておる局長や課長の下に、実は必ずしも人材がないかといふと、相當に人材がないのだが、その人材が本當に学歴がないために使われない、そつぽを向いておる、又少し出過ぎたことをすると、すぐに官僚の制度の中では叩かれる。むしろ官僚の制度の中では叩かれる。何年か掛けてこつ／＼と御用を足しておるほうが無難だといふことで、日本ではさういふ、我々から見まして、明治維新のあの改革時代から考へますと、さういふ人物的にも低下しておる、さういふ考へる。これは教育的にもやはり日本の敗戦の原因だといふふうにも考へる。さういふふうな私見は打立てるといふことは、さういふ面において大きなメスを入れ、さういふ貧しい者も富める者も等しく教育を受ける。大衆の中に今まで埋もれておつたところの人材を大きくこで発見する、これを育成する。さういふことを新らしい次代の日本の発展のために大きくこれを利用して行く、活用して行くことを考へなければ教育の機会均等といふことを口先で言つたつて意味をな

さない。形式的な教育の機会均等といふことは意味をなさない。さういふ方向に努力するかのように見えました。さういふ日本の教育改革といふものは、現在においては全くこの法案を出さなければならぬといふことが明らかで、証拠でもあるように、道を封鎖されて、再び逆転の方向に動きつたところとは明らかであります。さういふことは、最近もPTAの会費が出せない、給食費を持つて行くことができない。いゝゆる大衆の生活が非常に崩壊して苦しくなつて、とてもこれは学校にやどるどころではないといふことで、先ほども申しましたさういふ情勢が出て來る。さういふ問題の解決するといふ努力なしには、全額国庫負担とか、教育の機会均等といふことを言つたつて、これは空念仏なんです。形の上だけの問題なんです。さういふ点で私は非常に今の大衆生活に深く入つて、少くとも教育費中味の問題を解決して、国家の手によつてもつとこれは貧富の差なく、教育の機会均等といふことを本當の意味で確立する、さういふこと

でなければならぬと思ひますが、さういふ点について一体この法案ではどう考へておるのか、さういふことが果されるのか。今の内藤君の説明では一応現状を技術的に少し變えた、さういふふうな御説明があつたのですが、私のお聞きしたいのは、もつと別のところで、むしろ教育を受ける側における教育費の負担、さういふものをどういふふうにして国会に諮つて、さういふ一つの大きな国策として新らしい世界に即応するところの人材を養成するといふことに問題がかかつておるのですが、これは一つ若林さんにもお伺ひします。

その行けない八〇%の中に入材がたさん埋もれておつたわけなんです。そのために実は相当優秀な人間の素質が教育によつて十分にこれが成長して、そしてそれを国家の一つの大きな発展のために使つていくことができなかったといふ面が非常に多かつたと思ひます。戦争になつたやうな原因だと思ひます。そこで一方では官僚階級の風潮がさういふ日本の社会を支配したしまして、だから例へば相当学歴がある、さういふことのために相當いい地位を占めておる局長や課長の下に、実は必ずしも人材がないかといふと、相當に人材がないのだが、その人材が本當に学歴がないために使われない、そつぽを向いておる、又少し出過ぎたことをすると、すぐに官僚の制度の中では叩かれる。むしろ官僚の制度の中では叩かれる。何年か掛けてこつ／＼と御用を足しておるほうが無難だといふことで、日本ではさういふ、我々から見まして、明治維新のあの改革時代から考へますと、さういふ人物的にも低下しておる、さういふ考へる。これは教育的にもやはり日本の敗戦の原因だといふふうにも考へる。さういふふうな私見は打立てるといふことは、さういふ面において大きなメスを入れ、さういふ貧しい者も富める者も等しく教育を受ける。大衆の中に今まで埋もれておつたところの人材を大きくこで発見する、これを育成する。さういふことを新らしい次代の日本の発展のために大きくこれを利用して行く、活用して行くことを考へなければ教育の機会均等といふことを口先で言つたつて意味をな

○衆議院議員(若林義孝君) その点対象をお掲げになったのでありますが、

一部分生活保護法などによりましてその点の欠陥を補うておられるのであります。それからこの法案を我々は元といたしまして、今仰せになりましたような他の補助で補つておられますものなどもこの法案に一つ抱括をして、そうしてより以上細い線を太くして行くと、こういうような面も将来は一つ考へて見なければならぬのじやないか。この法案を物足りないとお考えになりますのは、先ずこの八〇%国庫負担といひ、或いは全額国庫負担といひ、二分の一全額国庫負担といひ、その税制その他の日本の国家財政の建て方にも相当影響があると考へるのであります。父兄が負担しない場合、国家が全部負担いたしますとしたならば、どういふ形式でこれが国家に財源を求めるか、こういうようなことから考へまして、そこまで大きなことを根本的に考へるいとまがありませんので、この程度の法案にとどまつておるのであります。将来教育といふものの財政確立、憲法の無償の原則を確立するために、或いはこの教育に關してのみ一つの何といひますか、教育税その他を考慮することによつてその目的を達成するもの一つの案ではあるうと思ふのでありますけれども、今日そこまで手を伸ばして行くということができなかつたのであります。先ずこの程度で将来の大理想を一つこの法案を骨子といたしまして実現をいたしたい。仰せのことにつきましては我々全幅的に賛意を表しておる次第であります。

○岩間正男君 具体的に申しますと、

少くとも大衆負担として大きく出されておるのは、六・三建築に対する寄附の問題、その次にすぐに追つかけて老朽校舍百六十万坪、とりわけそのうち四十万坪、これは六・三とどつちとも言えないくらいの問題、こういうようなものがこれは起債におきまして十分に果せない。仮に衆議院の文部委員会の附帯決議案を見ましても完全にこれが果されないものであります。更に教科書、給食、通学費その他まあ実はゴム長靴とか、それから雨具とか、こういうものまで大衆においては、今の教育を完全に果すには、そこまで行き詰つておる。雨靴がないために学校に行けない。傘がないので学校に行けない。というので、ひどいところになるという二〇%くらい休むのであります。農村や経済のよくないところはこういう実情が出ておる。こういうのも又してやらなければ、そこまで立ち入つて行かなければ、我々はとても問題にならないと思ふのです。教育の機会的均等を本當に確立するには……。そういうものに対する計算も、最位どのくらいかという計算も文部省としておられますか、先ほどの質問と関連もいたしますけれども……。

○説明員(内閣書記官長) 今お話の点もすべて文部省でも計算はできておりました。これは私どもは今のところは現在厚生省と打合せまして、生活保護法の中の教育扶助の中で一応見て頂いておるのであります。その比率が五%程度なので非常に少ないですが、これは生活保護の枠の中でありまして以上止むを得ないのですが、この中には教科書、学用品、給食費、それから今お話の通学用品、こういうものを全部見込

んでおります。ただ、その総人員が現実に生活保護の対象になつておるものが中心でございまして、それとそれ以上に生活保護は受けないけれども、支給の必要のあるという数字も私どもつかんでおるのですが、そこに若干の開きがございまして、全部こういう人たちを対象にはまだできないのです。或る程度までは生活保護のほうの教育扶助のほうででき得るという見通しを持つておるのであります。これが大体本年度予算で二十数億見込まれておるのであります。

○岩間正男君 これはデータに出ますね、もうデータの中……、全体に若し支給するといふような何はできていないのですか。全体の原則として義務教育費をそういうところに支給するといふような……。

○説明員(内閣書記官長) そういうデータはありません。

○荒木正三郎君 先ほどちよつと忘れておつたのですが、義務教育無償の意味についてはよく伺いました。私も同意見であります。そこでこの法案は義務教育無償の原則を実現して行きたい、これは今こういうことにあるといふふうに提案者も説明されておつたわけですね。そこで現実の問題として義務教育無償の原則は現実にとど破れておるかという点ですね。これは先ほども私も質問しましたし、岩間君も質問されたのですが、一番義務教育無償の原則が破れているのは個人の負担になつておるものですね。それはやはり学用品とか、教科書、そのほかにPTAの寄附、まあいろいろあると思うのですね、給食費とか……、ここでは教職員の給与といふものが土台になつて

おるのですが、これは私非常に結構だと思ふのですけれども、無償の原則といふものを考えた場合に、やつぱり第一に考へなければならぬ問題は、個人の負担になつておる費用を若干でも考へて行くといふことが一番初めに來なければならぬのじやないかと思ふのです。そうしなければ義務教育無償の原則を少しも実現して行こう、それに近づくて行こうといふことは出て來ないわけですね。教職員の給与は大体が地方費であらうと、国費であらうと、これは公費を以て負担されておるのですから、これについては義務教育無償の原則から外れておるといふことは私はないと思ふ。これを強く考へる以上は、直接に父兄の負担になつておるものを救つて行こう、こういう点に着目しなければならぬのじやないかと思ふのです。そうするとどういふ点については教材費の面で若干考へられておりますけれども、その大部分は考へられておらないといふ点について、これは第一條の一番大きな目的のこの中味において外しているのじやないかという感じが非常に深いのです。が、そういう点提案者はどういふふうにお考えですか。

○衆議院議員(若林義孝君) もう同感以上なんです。私は提案者として見ましては……。これは大きく考へて見まして、私は日本の政治といふものが行政面において、この教育行政といふものに対する関心が、いわゆるこの教育といふものは現実にすぐに成果の現われるものではないに遠く将来に期待するところのものが大きいといふので、懸念してはいるのだけれども、手が廻りにくい。そうして橋が落ちる、火事

があつて家を建てるというふうな方面は現実のこの眼の前のことであり、或いは食糧増産その他にいたしまして、人間の直に命にかかわることであるから急を要するといふような意味で、このほうは相当、十分ではないけれども教育に關するものと比較いたしますといふと、その予算その他においても取りやすい。又見る者も、教育面といふものは極めて地味なものでありまして、ほかの面に比べると難しじやない。同時に橋をつけた道をつける政治家と、教育に關係する政治家とどちらを重く見るかと言へば、皆様が痛切に感じておられるだらうと思ひます。が、遺憾ながら土木その他のほうが非常に働きがあるように思われる。こういうふうな空氣全体が教育といふものを予算面において御憂慮になつております。そういう空氣にいたしましたのじやないか。ところが幸いに新憲法で義務教育無償の原則というふうな大原則が憲法にも立てられましたし、又これに關心を寄せられる熱意ある、又これの目的として国会に御活躍なさるかたたちが年々殖えて來ておりますので、私は少くともこういう法案が、先ほど申しましたように陽の目を見るに至つただけでも、幾分国家の政治面に教育といふものの重要性が認められつつあるのじやないか。こう考へるのであります。先ほど仰せになりました以上これに關心を持つ議員各位がお互に励まし合ひつつ一つ進みたい。この法案が、不満足ではございませうけれども、提案理由の説明のときにも申しましたように、一つの橋頭堡となつて行けばという氣持であるのであります。仰せ

になりましてお気持自身というものは全幅的に私たちが賛意を表するのであります。行く／＼教材費その他につきまして、最初の原案は教材費におきまして二分の一というものが三分の一程度に退歩いたしておるのであります。が、より以上皆さまでたの何を得ましてこれを増額して行きたい。或いは建築その他につきまして、これは恐らく今度の成案にはなりませんでしたが、併し原案として一度国会に提出して、大体これは政府の認めることともなり、又附帯決議におきまして、衆議院ではこれは附帯決議として裏付をして頂いたのであります。参議院におきまして一つより以上この法案に對する強力な政府への圧力を加えて頂く何らかの措置を講じて頂きますならば、なお結構と思うのであります。

○荒木正三郎君 私のお伺いしておるのは、義務教育費を国庫で負担して行こう、こういうことであれば、義務教育費の中で最も大きな部分は教職員の給与の問題であらうと思うのです。だからそれが当然第一に考えられて行くべきである。併し提案者はなおそれに義務教育無償の憲法の原則、これを實現して行きたい、非常に大きな負担があるわけですね。そこでこの憲法の義務教育無償の原則を實現して行きたい、こう考えるならば、私はむしろ現在父兄が直接負担しておる教科書、或いは学用品、或いは学校給食費、そういうものをもつと比重を高くつて真先に取上げて来ないと、義務教育無償の問題は全く實現されないということになつて来るわけですね。そこに私は第一條に若干のずれがあるのじやないか。

○衆議院議員(若林義孝君) もうありていに申しますと、今お述べになつたようなものを盛りたい気持はよく／＼あるのではありませんけれども、併しこの法案はそのような具体的な方面に對しての具現を目的とするよりも、義務教育費というものは国庫において最終的に持つのであるという大原則を先ず打出したのに過ぎない。でその例を挙げれば、もうその給與費については別問題として教材の一部のごときも当然負担すべきであるというものを論議したに過ぎない。とまで世間では考へておられるのでありますけれども、御発言になりましたのも相当これは御遠慮になつておられる。私がここにおらなければもつときつと仰せになつたのであらうと思うのですが、併しその言外にお持ちになつておる気持をも十分私たちが提案者として持つておる次第なのであります。この点を一つ十分御了承を願いたいと思つております。

○荒木正三郎君 だから第一條のこの目的はですね、非常に私は大きなものを含んでいふと思つております。もつとこれを率直に義務教育費を国庫で負担して、そして教育の水準の維持向上を図つて行くといふような内容で或る程度私は達成し得ると思つて。ところがここで義務教育無償の原則を實現したいというなら、これは教員の給與費以上に父兄の負担しておる教育費を国庫で負担して行く、こういう線が出て来なければならぬ、こういうふうには私に言つておる。

○衆議院議員(若林義孝君) これはこの教材費の面において先ほど、少し出したといふことを申したのであります。が、今これは将来の大理想として一つは私は各位の御協力を得ましてその大精神に従いたい。それから過般御審議を願ひました、一年生に入學いたしましたものの教科書の無償のことですが、これは甚だ我々微力であつたのであります。が、一年生の国語と算数の、これは無償の原則で立てたと思つてあります。が、事実表面は先ずお祝ひの程度に過ぎないのであります。まあこれも私は少くとも画期的の精神においては、金額においては非常に問題になりませんけれども、精神においては画期的の線を各位によつて打出していただきたいと思つてあります。一步前進といふ意味で御了承願ひたいと考へるわけでありませう。

○岩間正男君 結局今まで御質問申し上げたんですが、こういうことが明らかになつたように思ふのですが、第一條については、これは結局この法案によつては、第一條の目的はまあ殆んど達成できない。ただ将来こういうことを希望するといふ法案なんで、こういうことにこれは受取つていいわけですか。修正するとすればこの法律は義務教育について、将来義務教育無償の原則に則つて、国民のすべてに對しその妥當な規模と内容を保障するため、必要な経費を負担すること等により、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。こういうことにはつきりこの法案の性格をびたつと言ひ当てるように思ふのであります。が、これは如何でございますか。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつとお話しますが、相当御意見が出ました。が、御意見は御意見として各條について時間がありますので、一つ第二條にお入り願つてこれは御意見としてここで承つておきまして、第二條にお入り願つたらどうですか。

○岩間正男君 入る前に第一條の今は締括りみたいなものですから御所見を承りたいのです。

○委員長(梅原眞隆君) ここでは要らんでしよう。

○岩間正男君 じや結構です。

○委員長(梅原眞隆君) 第二條を一つ議題に上げますが、第二條について御質問のおありのかたから御質問願ひます。

○荒木正三郎君 初めに非常に細かいことですが、それは市町村立学校職員給与負担法ですね、これが基になると思ふのです。そこでこの中に超過勤務手当が入つていない。それから夏季手当ですね、そういうものも入つていない。ところが今年夏季手当を政府も出し、地方も出してゐるわけですね。それから超過勤務手当は近く人事院が給與準則を出す、あの原案の中にあるわけですね。そうするとそれと市町村立学校職員給与負担法と内容が少し違ふわけですね、そういう点はどういうふうになるのか伺つておきたいと思ふのです。

○説明員(内藤三郎君) 夏季手当の分につきましては、これは市町村立学校職員給与負担法を改正するといふことがございまして、取りあへず年末手当の内拂いという形で支給するようにというところで通知をいたしました。これは地方財政委員会と打合せ済みでございます。ですから一月月分の年末手当を財源的に組んでおりますから、その内拂いとして〇・五カ月分を支給するようににこういうことにしたのであります。それから教員の超過勤務の問題につきましては、これはいろいろ問題がございまして、従来文部省の考え方としては、一般事務職員と違つて教員には特別な職務、特別な給與待遇をすべきであつて、別表で解決するといふような基本的態度であつたわけでありませう。そこで日直、宿直の分は従来通りでございますので、これは職員給与負担法の中に入つております。超過勤務の問題を教員にも準用すべきであるということが、法制上明らかになつた場合は、この給與負担法のほうを改正するようにしたいと思へます。

○荒木正三郎君 小さいことばかりお尋ねしますが、恩給負担金ですね、それから共済組合負担金ですね、これはまあこの負担法にはないのですが、これについても半額をやはり国庫が負担する、こういうことになるわけですか。

○説明員(内藤三郎君) 恩給負担金のほうは半額というふうな形をとらないで、それは従来郵便局をやつておりますので、通信省所管のほうに昔の国家公務員、昔の官吏の恩給については普通通信省のほうに財源措置がされております。ですからこれは教員でなくして全部昔の官吏であつたものに対する財源措置というもので行われておるのであります。ですからこれは従来通り

でございます。それから共済組合の負担金につきましては、これはこの国家公務員の共済組合法がございまして、その国家公務員共済組合法の八十六條でしか、ちよつと條文を記憶しませんが、八十何條かに教員の共済組合については二分の一を補助するといふ規定が生きておるのであります。ですから平衡交付金になりました際にもこの規定は落さないで残しておりますから、この国家公務員共済組合法の規定の適用を受けて二分の一補助と、こういうことになると思ひます。

○荒木正三郎君 それではこの第二條は實際にどういふふうなことでなつて行くのか、その点がかんり重要な問題であると考えて、前にも相当お尋ねをした点であります。大体の様子はわかつたのですが、結論的に言つて第一項、第二項を通じて結論的に言つて経済的に余裕のある都道府県ですね、そういうところは第二項によつても大して圧迫を受けないと言ふのか、まあ差障りがない。併し経済的に余裕のない府県はかたこれによつて差障り起して来るのじやないか。こういうふうにも考えられますので、そういう虞れはないのか、どういふ理由でないか、説明を一つして頂きたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) 大体経済的に困つておる府県のはうは、一般的な基準よりは低目にあるのが従来の例でございます。ただ若干例外もございまして、例えば鳥取県とか或いは和歌山県というふうな数県、例外もございまして、大部分の府県は一般基準よりはむしろ低目にあつたのであります。ですからこの政令がきめられるような場

合には、むしろそこまで引上げられるという有利な点も出て来る、お話をよくに経済的に非常に困つて教育に熱心な府県がこれで妨げにはせんかという御心配であります、この点については政令のきめ方如何によると思ひます。ですから政令のきめ方のきめる際に実績を十分考慮して貧弱な府県で教育に熱心な県が支障がないようなきめ方もできる、かように考へるのであります。

○荒木正三郎君 その問題はもう少し私尋ねたい点がありますが、そこで先ず最初に何つておくのがよいと思ひますが、第二項ですね、前項の各都道府県ごとの国庫負担の最高限度は政令で定める、こう言ふのですが、これを文章から受ける解釈は各都道府県ごとに最高限度はきめる、こういうことは都道府県ごとにきめるわけですが、最高限度は……。

○説明員(内藤三郎君) これは、きめる場合には政令は御承知の通り何県に何ぼというふうなきめ方はできないわけでございます。ですから予算はきめるわけでございます。或る一つの基準をきめるわけでございますから、政令のきめ方については例えは原案になつたようなものが全国的基準、全国的基準を今度は配分する場合に、この原案の附則にあつたような、あ

あいうふうな各府県の実情に合うような理論学級なら理論学級、こういふうな一つの算定方式を用いるわけでございます。ですからその方式によつて全国的府県の実情に即するようない一つの配分基準を作りませんと、その配分基準できめましますから、そこで計算をした場合に何県に何ぼということに結果

はなると思ひますけれども、政令の文面からは何県幾らというふうな形にはならない。飽くまでも地方の実情に即した全国基準で政令をきめて行く、こういうことになると思ひます。

○荒木正三郎君 そうすると第二項の書き方ですね、これは、この取り方は、私今の説明のようにはなか／＼とりにくいと思ひますがね。これだと各都道府県ごとにきめられて行くように思ひますが、今の説明であれば全国一本できめるのだと、こういうことなんです。そうして都道府県ごとに、おのづからそうするとその基準に照らして最高額がきまつて来るわけなんです、そうするとこれは都道府県ごとに最高額をきめるのじやなしに全国一本の基準をきめる、こういうことになるのじやないですか。

○説明員(内藤三郎君) 併しこの負担金の配分問題でございますから、結果においては各府県ごとに幾らという計算が出るわけでございます。結果においては……一つの線を地方の実情に即するような基準で政令はきめまします。併しそれを計算しますと、何県幾らということには結果においてなる、こういう意味でございます。實際国庫負担額を出す場合にはその額の基礎にしなければいかんと思ひますのであります。

○荒木正三郎君 それで最高限度をきめなければならん、こういう事情ができて来たという、これを考えましてその際の政令というものはどういふ大体基準を考へておられるのか、その点を承つておきたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) これは附帯決議にもございまして、私どもはでき

れば第一項だけで済ましたい、併し特別な事情で政令をきめなければならんというふうな場合には、附帯決議の線に副つて、原案の趣旨が是非実現できないような程度までこの單価を認めて頂くように努力したい。その場合にどういふ配分方式をとるかというお話でございますが、大体まあ二十七年の平均交付金の算定についての特例がございまして、ああいうような若干修正しなければなりません。ところが、ああいう地方の実情に即したような算定基準によつて政令をきめて行きたい、かように考へておるわけでありまして、

○荒木正三郎君 そうすると何でですか、原案という、初め衆議院に出されたものでしたか。

○説明員(内藤三郎君) この前、最初に衆議院から提案されたものでございます。

○荒木正三郎君 それでは大体政令をきめるというものは原則でないし、それでできるだけこれはきめないと、こゝろのことなんですね。ところが止むを得ずきめなければならぬ事情が起つた場合はどういふ基準できめるか、こういう問題についてはいわゆる原案に出ておつた基準というものが一応基準になつて来るのだ、これよりも悪いものを基準にするという考へはないと、こういうことなんですか。

○説明員(内藤三郎君) できるだけその線で努力したいと思つております。

○荒木正三郎君 これは将来の問題ですが、實際重要な問題ですから、やはり甚だ失礼ですが、課長さんでは工合が悪いと思ひますが、一つ……。

○政府委員(田中義男君) 只今内藤課

長が大体申しました事柄が私ども考へていることとございまして、この事柄の沿革なり性質上、ともかく現在困つてゐる事態に即してよくしようといふのがこれがすべての條理であり、狙いでございまして。そういう点からいたしまして、先般衆議院において提出されました原案の基準というものが少くとも現状を維持する、或いはこれを向上するための一つの最低基準と私どもは考へておるのでございまして、従つてこの第二項を具體的にいたします場合にも、私たちはその少くとも最低線としてその基準は維持するべきであり、できるならそれよりもつと上廻つた線においてこれを解決するのが妥當であると、実は固く考へておるのであります。

○荒木正三郎君 そういたしますと、第二項の問題でございますが、これは非常に教育に理解のある政府であれば、無理に抑えて行くという点はないと思ひますがね、そうばかりは言えないのですが、そういう保証ですね、みだりに政令できめて抑えて行く、こういうことはしないのだという保証ですね、これは得られますか。

○政府委員(田中義男君) 私どもの立場において、それを保証いたしますことは誠に困難でございます。けれども、実はこの事柄について只今まで從來からいへば御意見を伺ひ、御論議を伺つておりましたその結果、実はこれは私の感じでございますけれども、非常に私どもの力についての御信頼が非常に薄いのでございまして、これは何ともいたし方ないところでございまして、併し私どもとしては今後教育を良くするための、まあ殊に

このような法案ができる機会に、いろいろ申し上げましたようなことについては、一つ全責任を負い、全力を盡して教育の維持発展のために努力したいと、ひそかに決意をいたしておるものでございまして、さよう一つ御了承頂きたいと思ひます。

○荒木正三郎君 それではその次に平衡交付金とそれから国庫負担との関係の問題ですね。この半額は平衡交付金で財政需要額が見られることになると思ふのですが、その平衡交付金で半額が見られる場合の基準ですね。その基準は大体どういふふうになつておるのですか、一つ御説明をお願いしたいと思います。内藤さんでも結構です。

○説明員(内藤三郎君) 国庫負担金と同額を平衡交付金で見ている、国庫負担金はこの第一項から行きます。それから、実績の半額負担であります。それから前年度を基礎にいたしまして、当該年度を推定いたしまして、予算を組む方針でございます。その少くとも同額を平衡交付金の単位費用として見て行くということでありま

○荒木正三郎君 それでは内藤さん答弁が違つておるのではないでしようか。内藤さんの説明では、いわゆる教育費の半額は国庫で負担する、その同額を平衡交付金で行ききたいといふこと、これはどういふことか、どういふことが出来ますか。

○説明員(内藤三郎君) ちよつと荒木さんのおつしやる、できると思われないう理由を先に聞かして頂きたいと思ふのです。

○荒木正三郎君 この間のために地財委の何に來てもらつたのです。地方財政委員に……。地方財政委員の説明はこれは速記録にも出ておるわけですからよく読んで頂きたい。平衡交付金で教育の需要額を見る場合に、国庫負担額とは無関係に見る、或る基準によつて平衡交付金の中において教育需要額を見るのだ、こういうお話であつた。その平衡交付金で見られた教育財政需要額というものは、国庫負担金より多いこともあろうし、少いこともあろう。併しこれはあとになつて何らの訂正をなさるべき性質のものでない、こういう説明がなされておるわけでありま

○説明員(内藤三郎君) 私はあのときの木村委員の御説明を伺つておりました。多少荒木さんとは受取り方を異にしておるのでありますが、確かに各府県に行く国庫負担金と平衡交付金で補償した額とは食い違つて來ると思ひます。なぜかと申しますならば、国庫負担金のほうは、これは各府県の実績の半分ですから幾ら出したかといふものの半分が行くわけですね。ところが平衡交付金では一定の額をきめて行きますから、その場合にそれより上廻る場合もあるだろうし、上廻る場合もあるだろう。これはお話の通りなものです。ただ總額をどこできめるかということが問題なのです。總額のきめ方は国庫負担金に基づいて來れば、少くともそれと同額を教育費の基準財

政需要額と見る。それを生徒一人当たりで還元して単位費用を出すか、或いは現在の学費、学級、児童といふ三本柱をとるか、それはいずれかの形態になると思ひます。確かに前半のお話のうちに、各府県の国庫負担額は実績で行きますから精算拂ひになります。併し一応平衡交付金で単位費用を、例えば生徒一人五千円と見た場合は、四千円のところもあるし、六千円のところもある。併し国庫負担金とは無関係、こゝまでは私も正しと思ふ。その前提があなたの受取り方と私の取り方が違つておる。前提が国庫負担金と少くとも同額を教育費の基準財政需要額として見るというのが、半分国が持ち半分地方が持つという精神である、かように考えております。

○荒木正三郎君 内藤さんの言われるところはわかりました。それで内藤さんの説明は予算を立てる場合の話だと思ふのです。ですからその意味においてはわかりましたが、そこで結局實際問題としてこれで教育費が確保できるかどうか、こういう問題になる、やはり平衡交付金をきめる。その基準が私は實際上としては一番重要な問題になつて來るのじやないかと思ふのです。そこで平衡交付金を決定する基準ですね、その基準は何ですか。從來のものによるのか、或いは衆議院でかなり詳しいものを出された、これを新らしく取入れ行くのか、こういう点を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) それは今後どうするかという問題で、地方財政委員会と十分協議しなければなりません、半分の分は国庫負担ですから、これははつきりしております。あとの半

分の見方は、平衡交付金の中の小学校費、中学校費の単位費用をどう見るかというところであります。この場合に原案にあつたような配分方式は、ちよつと今の平衡交付金の体系では取りにくいと思ひます。そこで結局単位費用を幾らに見るかということになつて、今の平衡交付金の建前は、学校、学級、児童といふ三本柱であります。この三本柱がいかどうか、私は非常に疑問に思つておるのですが、これを学級から学級といふことで押えて学級当り幾ら或いは生徒当り幾ら、こういう形になると思ふのです。その単位費用をどこできめるかといふことは、国庫負担金の總額と配分して、その国庫負担金を増減生徒数で總額を割りまして単位費用が出る、理論学級で行きますと、理論学級で總額を割りまして、学級当りの単位費用が出ると思ひます。ですからさういふ方向に大体、私はなると思つております。

○荒木正三郎君 私はよくわからないのですが、まあ教員の数の問題にいたしまして、教員の給料の單価にいたしまして、例へばこの原案には結核教職員の数をかなり実情に近いところまで見ておるわけですね。それから産前産後の婦女教員の問題を見ておるわけなんです。今はさういふ点を全然見ていない、見ていないか、非常に悪いわけですね。結核教員の問題にについてもさういふ実情なんですか。さういふ点はこの法律が通つても何ら改善されないといふことになりませんが……。

○説明員(内藤三郎君) これは少し荒木さんのお考えの中に実績の半額国庫負担といふものと定員定額のお考え

が一緒になつておるようには私は見受けられませんが、この法案の趣旨は飽くまで実績の半分負担でございますから、さういふ算定基準を持出しますと、これは政令で定める基準であるか、或いは平衡交付金の単位費用の基礎に使うか、何か基準といふものが出て來た場合にお話のように結核教員数をどう見るか、或いは産前産後をどう見るかといふような問題が起きて來るのです。併しこの法案の趣旨は飽くまでも実績の二分の一でございますから、都道府県の実績が物を言つて來ますので、国庫負担はその実績の二分の一、それから平衡交付金の教育費の財政需要額の總額はやはりそれと同等のもの、こうなると思ひますから、さういふような算定基準は政令をきめる場合に起きて來ると思ひますが、さうでない場合は起きないといふふうになるのであります。

○荒木正三郎君 私は平衡交付金を算定する場合に、さういふ基準を使うのではないかと、さういふことを言つておるわけですね。それから先ほど、国庫負担金と同額を平衡交付金で見ると、さういふお話があつたのですが、それは逆になるのではないのですか、平衡交付金で見た額と同じものを国庫負担分で見ると、さういふふうになるのではないでしようか。

○説明員(内藤三郎君) それは飽くまでも先ず予算折衝の過程を申ししますと、国庫負担が先にきまるわけでありまして、そのきめ方は前年度の実績を基礎にして、当該年度を、翌年度を推定して国庫負担額を幾らときめる。ですから国庫負担額がきまると、平衡交付金の中で考えなければならぬ義

が、さういふ算定基準を持出しますと、これは政令で定める基準であるか、或いは平衡交付金の単位費用の基礎に使うか、何か基準といふものが出て來た場合にお話のように結核教員数をどう見るか、或いは産前産後をどう見るかといふような問題が起きて來るのです。併しこの法案の趣旨は飽くまでも実績の二分の一でございますから、都道府県の実績が物を言つて來ますので、国庫負担はその実績の二分の一、それから平衡交付金の教育費の財政需要額の總額はやはりそれと同等のもの、こうなると思ひますから、さういふような算定基準は政令をきめる場合に起きて來ると思ひますが、さうでない場合は起きないといふふうになるのであります。

○荒木正三郎君 私はよくわからないのですが、まあ教員の数の問題にいたしまして、教員の給料の單価にいたしまして、例へばこの原案には結核教職員の数をかなり実情に近いところまで見ておるわけですね。それから産前産後の婦女教員の問題を見ておるわけなんです。今はさういふ点を全然見ていない、見ていないか、非常に悪いわけですね。結核教員の問題にについてもさういふ実情なんですか。さういふ点はこの法律が通つても何ら改善されないといふことになりませんが……。

○説明員(内藤三郎君) これは少し荒木さんのお考えの中に実績の半額国庫負担といふものと定員定額のお考え

が一緒になつておるようには私は見受けられませんが、この法案の趣旨は飽くまで実績の半分負担でございますから、さういふ算定基準を持出しますと、これは政令で定める基準であるか、或いは平衡交付金の単位費用の基礎に使うか、何か基準といふものが出て來た場合にお話のように結核教員数をどう見るか、或いは産前産後をどう見るかといふような問題が起きて來るのです。併しこの法案の趣旨は飽くまでも実績の二分の一でございますから、都道府県の実績が物を言つて來ますので、国庫負担はその実績の二分の一、それから平衡交付金の教育費の財政需要額の總額はやはりそれと同等のもの、こうなると思ひますから、さういふような算定基準は政令をきめる場合に起きて來ると思ひますが、さうでない場合は起きないといふふうになるのであります。

務教育費の基準財政需要額を一応それと同一に見るわけでありませう。ですからそこで今度は地財委のほうではそれをどう配分するかということになりますと、単位費用というものできめて来るのであります。飽くまで国庫負担が先でございます。

○荒木正三郎君 それで大分私にもわかつて来ました。そういたしますと、先ず前年の実績というものを基礎にして、そうして教育費というものを集計して行くわけですね。それを基礎にして国庫負担額をきめる、いわゆる二分の一をきめる、あとの二分の一は平衡交付金で見に行く、こういうことにならうわけですか。

○説明員(内閣審三郎君) さようでございます。

○荒木正三郎君 それで大分私も明らかにたつて来たわけなんです。そうすると、こういうことが次に起つて来ると思ひますが、初年度はそういうふうにして決定し、翌年度においては若干増減があると思ひます。そうするとその翌年度においては増減を基礎にしてやろう、国庫負担額をきめよう、それと同額の平衡交付金を見に行く、こういうことになりませんか。

○説明員(内閣審三郎君) 国庫負担額については見て行きますけれども、平衡交付金のほうは見ない、こういうことにはなるのであります。

○荒木正三郎君 ちよつと質問の意味がとれていないのですが、それは前年度の平衡交付金の分については見ないけれども、翌年度に平衡交付金を算出する場合に見て行くということになるわけですね、さつきのように国庫負担額をきめて、それと同額の平衡交付

金を出して行くのだということであらば、初年度はそれで行きます。ところが翌年度は大体それよりも国庫負担額というものは精算拂になりませうから、地方が頑張ればそれで殖えたといい、地方が頑張ればそれで殖えたというところに、十億なら十億殖えたというところになれば、翌年度は十億教育費が殖えて来るのであります。そうすると十億の二分の一の五億というものが殖える、そうすると、翌年度においては平衡交付金の額というものは五億殖えたものが基礎になる、こういうふうになつて来ると思ひますが、どうなんですか。

○説明員(内閣審三郎君) さようでございます。

○岩間正男君 今のお話はこれは第一項に關してそういうことになるとすると、第二項との関連でどうなるんですか。

○説明員(内閣審三郎君) 第一項が適用になつた場合を今申し上げておるのであります。第二項が働く場合には一つの基準がきまるわけでありませう。国庫負担額の限度がきまつておりますから、翌年度で精算拂という形は起きないわけでありませう。只今私が申し上げたのは第一項なんです。働く場合には翌年度で精算拂になりますから、翌年度予算に前年度の追加分として別に過不足分が計上される、二項が働く場合にはその過不足分は働かないで限度をきめますから、精算拂でなくて打切補助になるわけでありませう。打切補助になる場合に限度をどこできめるかという先ほどから問題になつておりますが、その限度のきめ方如何が問題になりますので、先ほど局長からもお話のように、附帯決議の線に副つて原案の

趣旨が貫徹されますれば実績を下廻らないで済む、かように考へております。

○岩間正男君 どうもそのところがさつきから話を聞いております第一項に關しての説明が同時に働いてくわけですね、けれども、それでそこは努力をす、こういうことではあります。けれども、これが確保せられますか。どうも我々の見るところでは非常にこれは危いというふうに思ひます。第二項が設けられ、そこで若林さんにお聞きしたいんですが、どうして第二項でこういうふうに原案より大修正を加えなければならなかつたか、その内輪話を少しやつてもいいですか。どうして第二項でこういうものを設け、こういうふうな修正をして、この前も申し上げましたように、実は保護法案の性格のものが逆に制限法案になるような危険性があるのではありませんか。この経緯をお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(若林義孝君) 算定基準は、我々の見るところでは文部省の算定基準と、それから大蔵省の算定基準とは大体同じであつたと思ひます。それから地財委のほうの計算の基礎には、教育財政面から言へば少し不利な見方をせられておると思ひます。これが原案による算定基準で行くと、人員が三万だつたですか、殖えるというより非難を地財委から浴せた理由であつたのですが、どこがどう違つておつたかということについては、一つ内閣議長からあとからお聞きを願ひまして、この算定基準について大蔵関係と、それから地財委とに食い違ひがある、この打開が甚だ困難であると

いうのが一つであります。それよりも大体第二條の精神におきましては、原案自体は平衡交付金制度の精神によつて各府県に配分をする。だから平衡交付金の行つておるところへは行きませうが、平衡交付金の行かないところへは行かなかつた、こういう配分の仕方になつておるのであります。これをまた一律に二分の一、行つておるところと行つてないところとに關係なく明確に二分の一ということにする。そうなりますという、これは大蔵省なり地財委のほうの案というものは、この自主性を尊重するといふ点から言つて、地方財政平衡交付金の算定基準にはなつていないけれども、義務教育費国庫負担という制度から行くなれば、甚だ困難性がある、そこで全額国庫負担であるか、或いは半額国庫負担か、こういうことが地財委のほうで言われておつたわけでありませう。地財委は飽くまでも二分の一の国庫負担ということ主張いたしておつたのであります。この間もちよつと私は説明を加えたのであります。飽くまでもこの国庫負担法案それ自体に地財委は反対はしてないかつたわけでありませう。算定方法と配分方法において地財委は一律に二分の一、そのほうが算定なり補助を與えるに公平に行つておる、こういう意味合で二分の一というところの線を強く出しておるわけでありませう。そうなりますといふ、もう非常に財政豊かなところもありませう、豊かでないところもありませう、又非常にこの基準が違つて来ております。それから、そこでその自主性を尊重するといふ意味において、與支出という文字で算定基準といふものを調節いたしました

て、おのずから基準はあるけれども、實際これを適用する点においては與支出額といふものの二分の一と、こういうことになつたのであります。この点は私は基準を設けて行くよりは、一歩前進をして自主性を尊重しておると、こういうふうに考へておるのであります。原案と修正案との違いといふものは、ありのままを申し上げたのであります。が、いわゆる地財委案に重点を置いた修正案になつておると、こう考へるわけでありませう。財政平衡交付金の配分の精神をここでこわしておるわけでありませう。おのずから地方財政の根本的の改革といふことが前提にならざるを得ないわけでありませう。だから一律に原案では、東京などへは配分が来ないと思つておるときに、正直に実支出額の二分の一が来るわけでありませう。その行つただけは税制改革によつて國家により多く、地方税として入るべき金が國家のほうへ入るような地方税制の改革が企図せられる、こう考へておるのであります。

○荒木正三郎君 この第二條と教育委員会との關係をお尋ねしたいのであります。その前にこれは具體的な問題を聞くわけなんです。都道府県で負担しておる半額を国庫で負担する。こういうことにならうわけですが、そうするとどういふ問題があるわけですか。地域給の問題ですね。東京、大阪は國家公務員に支給してゐる地域給より、あれを基準にしないで別個に立てゐるわけですね。都道府県の独自の立場において地域給を支給してゐる。そういうものについてもやはり半額は見て行かう、こういうふうな解釈すべきであると思ひますが、どうでしやうか。

て、おのずから基準はあるけれども、實際これを適用する点においては與支出額といふものの二分の一と、こういうことになつたのであります。この点は私は基準を設けて行くよりは、一歩前進をして自主性を尊重しておると、こういうふうに考へておるのであります。原案と修正案との違いといふものは、ありのままを申し上げたのであります。が、いわゆる地財委案に重点を置いた修正案になつておると、こう考へるわけでありませう。財政平衡交付金の配分の精神をここでこわしておるわけでありませう。おのずから地方財政の根本的の改革といふことが前提にならざるを得ないわけでありませう。だから一律に原案では、東京などへは配分が来ないと思つておるときに、正直に実支出額の二分の一が来るわけでありませう。その行つただけは税制改革によつて國家により多く、地方税として入るべき金が國家のほうへ入るような地方税制の改革が企図せられる、こう考へておるのであります。

○政府委員(田中義男君) それはお話の通りだと思つております。

○荒木正三郎君 それでは教育委員会との関係ですね。衆議院の文部委員会では市町村に教育委員会を置く、こういうことになつて来ておるわけなんです。本会議ではまだきまつておりませんが、多分文部委員会自由党の委員が満場一致で決められた。こういうことになれば、私は本会議ではよほど事情が變つて来ない限り前途は楽観できないと思つた。そういう意味で市町村に教育委員会が置かれた場合、給與の問題、これはどういふふうになつて行くのですか。やはり都道府県で給與の問題は一本に扱ふのか、市町村にまで下りて来るのか、そういう点について、現行では市町村にまで下りるということにはなつていないわけですが、併しいろいろ問題が起つて来るのじゃないかと思つた。その点について文部省の所見を伺つておきたいと思つた。

○政府委員(田中義男君) 市町村に教育委員会ができた場合における給與費の問題、まあいろいろこれは問題でございまして、ただ現状のままというわけには行かないと考へております。そこで市町村にまで下りしてこれを処置いたしますか、現状のままにおいて、而もなお市町村の教育委員会との間において調整をとるような措置を講じますか、いずれかの措置を講じて、そうしてその間の調整を図る必要があると考へておりますが、只今ここでどういふふうにいたしますかというのを申上げるまでのまだ結論を得ておりません。

○荒木正三郎君 これは提案者は、特に教育委員会を町村にまで設置すべきだという見解を以てあの法案が議決されたようでありまして、そうしてこの法案の提出者でありますから、その関係をどういふふうに考へておられますか、伺いたいと思つた。

○衆議院議員(若林義孝君) 私自身事務的に過ぎないものだと思つておりますので、原則としては現在の県にこれを任すべきであつて、市町村まで下ろすと、従来の折角この義務教育費の国庫負担法のような精神で教育費について心配をさせないという気持ちでおるのに、若し貧弱な市町村へ持つて行つて、ほかへ流用されるようなことになつたら、米の運配欠配と同じようなことのないようにする点から言つても、これは現状のままのほうがいいのじゃないかという気持ちを私個人としては持つておるわけでありまして、併し若し市町村に下ろすということがあれば、これはそういうことのないよう万全の措置を講じた上で然るべく取計らうべきことだと考へております。

○荒木正三郎君 それでは教育委員会の仕事というものはいろいろあると思つた。それは教職員の任免というふうな問題も私重要だと思つた。同時に教職員の待遇の問題をきめる、こういう問題も重要な職責だと思つた。ところが給與の問題は都道府県の教育委員会がやるべきである、町村まで下ろせば非常に困つた問題が起きて来る、こういう考へえですね。一方では教育委員会は町村にまで下ろしたほうがいいのだという考へえ方と、私は若干ここに矛盾を来すのじゃないかというふうに思つたのですが、こういう点、一つ御見解を承りたいと思つた。

○衆議院議員(若林義孝君) この点今御発言になりましたことと同感を感じております。だから給與の責任を持つところへ、公務員の地位を上げて行くか或いは今までも地方公務員であつて市町村の吏員である、これだけを特別に給與のあつたところへ上げておけば県の公務員ということになつて、国庫が半額負担するのであるから、それより国家公務員にしたらどうか、これを少し、余り無理を明確にせんほうが御関係者の御趣旨に副うのじゃないかというふうな気もするわけでありまして、私がじや県の公務員にしたらどうかと言へば、そこが言いたいところなんでしょうと、そうして選挙運動の関係があるのじゃないかと思はれるのです。私たちがそういうことは、私個人は一つも考へておりません。できるだけ安心をして教職を御担当願ひ、それからなおとにかく日本の教育というものを根本にして考へての措置でございまして、余りこいつを無理を明確に筋道を通さんほうが今日ではいいのじゃないか、こういうふうな気がするわけでありまして。

○荒木正三郎君 私は筋道をちゃんと通して行つて何ら差支えないと思つた。あります。現在教職員の身分というものは市町村にあるわけなんです。これを県に移すということになれば、これは大改革になつて来るのじゃないかと私は思ふのです。と言ふのは小学校、中学校を全部建築しなければならぬし、町村立においておつて、給與を単に県の委員会が支給しているから身分を県に移す、そんなべら棒なことは私はないと思つた。それは市町村立学校を建築から全部都道府県立に移して行く、一切を市町村から取上げて県に移して行くというふうなことができるかどうか。私はそんなことはとてもできないと思つた。従つて教職員の身分を都道府県にまで、都道府県に持つて行くということは到底できる話じゃないのです。これをしようと思へば根本的に變えて来なければならぬ問題があるわけなんです。そういう問題じゃないに、私が言つてゐるのは、どうも町村に教育委員会を置くという考へえと、都道府県で給與はやはりきめて行く、こういう考へえと、考へ方に若干ずれがあるのじゃないかというのを考へておるわけなんです。そこで私のお尋ねしたいところは、町村に教育委員会ができて、教職員の給與は市町村には移らないのだ、こういうふうな提案者も文部省も考へてあるかどうか。その点移らないのだと、こういうふうにお考へになつてゐるかどうか伺いたいと思つた。これは端的に伺いたいと思つた。

○衆議院議員(若林義孝君) 現在の段階におきましては御発言になつた通りに考へております。

○荒木正三郎君 文部省は……。○政府委員(田中義男君) 文部省といふことは、そういうふうにはつきりなつた場合にどちらが教育をやつて行きますかというのか、実はいろいろ話合つておるようなんです。それで現状を變改するといふことは相当困難かと思ひますけれども、さつき申しましたようにいずれかのとにかく調整を必要とするであらうというところで、実は文部省としてのいろいろ考へ方を今まとめおつたので、結論として申上げることに至つておりません。

○荒木正三郎君 私、若林さんのおつしやつたことですね、非常に現段階においてという言葉がありまして、それは私の質問のし方を変えまして、給與を町村に下したほうが教育のためにいいのかわるか、或いは県に置いておいたほうがいいのかわるか、そういう見解を、提案者の見解を私は伺つておきたい。

○衆議院議員(若林義孝君) 私はまあ県に置いておいたほうがいいと考へております。

○荒木正三郎君 私はもう全く同感なんです。町村に教育委員会ができておいたしまして、給與がそこから支拂われるというところになれば、非常に困る問題が幾つも出て来ると思つた。ですからこの問題については都道府県に置いておくべきである、こういう考へを持つてゐるからなんです。併し県に、町村に教育委員会ができません、そうして任免権は町村の教育委員会が任免をして行く、給與は又別の委員会がやつて行く、任免と給與の支給と別の人が行つて行く、その間うまく行けるかどうか、私は非常に疑問に思つてゐるのです。

を願いたいと思います。原案は御存にの通り二分の一という線が出ております。この二分の一の線を出しました基準は、給與額の十分の一の二分の一とありますが、これが折衝の過程におきまして、こちらまでこういうように修正したわけであります。その狙いはまあその三分の一を下らさることというふうになつております。この給與費の十分の一ならば、ひとりでに給與がペース・アップすれば上る。財政当局から言えば、これを恐れるわけであります。そこで一定の限度をそのときどきによつてきめることができるという意味において、生徒一人当たり幾らくいうことに基準を置いて政令で定める。まあその限度は今内藤課長が二分の一乃至三分の一であるということを言われておたのでありますが、最低三分の一を下らざる範囲内においてこれを認めるということで折衝を続けたのであります。我々といましては、その限度を一人二百円当り、三十数億を予想いたしておるのであります。これで大体の三分の一……。

○岩間正男君 年額です、ね、二百円というの。これで間に合うか……。どういうことになるますか。教材といふものの内容は年額二百円で賄うということになると、大体具体的にはどういうものですか。

○説明員内藤馨三郎君 これは掛図、実験実習用具、その他各科の教材、教具費を整備いたしました。大体目録で検討いたしますと、約百億かかるのであります。その百億は十年償却という計算でございます。十年償却で毎年度百億、そうすると約一千億、十

年償却で……その百億の二分の一でございませう。五十億、それから三分の一ですと三十億という事になりまして、一人六百万が予想されておるのですが、三分の一ですと、今若林先生のお話のように二百円になるわけですから、二百円を下らないようにいたしたいと思つておられます。

○岩間正男君 教材費というものは、教材教具費と考へてゐるわけですか。

○政府委員(田中義男君) そうでございませう。

○荒木正三郎君 そこで私は十分な資料があるわけじゃないのですが、教材費が大体百億だという算定された基礎ですね。私はかなり疑問を持つておるわけなんです。この間も地方へ行つたときに関係者にちよつと聞いたわけなんです。そうするとまあ三分の一で二百円になるのだ、そうすると六百円に、それじゃとても足りない、そんなものじゃない、こゝ言われておるのです。百億というのはPTAの会費から算定して来られたのか、どこから算定して来られたのか、どこから算定して来られたのかお伺いしたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) これはよく小学校や中学、或いは大学の先生がたの専門の委員会十分検討しております。理科設備にはどの程度のもので、今学習指導要領で要求されておるかという点を検討いたしまして、少くともそのうち何個要るかというように個数と品目を整理いたしまして、どの程度の価額であるかということをお調べたわけでありませう。ですからこれによつて、毎年どういふに償却を見ておるかということにもよると思ひます。

ですから総額で約一千億ですから、一学校当りの経費は大体三百万円ぐらいになると思ひます。ですからその十分の一を見て行くという形ですから、一年間に三十億程度の教材を整備する、こういうことでありまして、別にPTAの寄附金のほうから来たわけではございませう。

○荒木正三郎君 それは龐大な調査の仕方ですが、それであれば私は若干資料を頂きたいと思つておる。手取り早い方法は実際にどれくらい学校で一年教材費として使つておるか、こゝういふところから集計すれば私は出て来ると思つておる。それをやつておられないようですが、それをやらなければ、大体教育をして行くのにはこれだけの設備が、教材と教具と算定すれば、私はとてもそんなものじゃ足りないと思ふ。今実際に使つておるものは、そういう必要なものよりも遙かに下です。それで大体これの勘定で行くと、一千人の学校の教材費といふものは、この勘定で行くと六十万円になるのです。一人二百円ですから、二十万円、その三倍ですから六十万円ですが、そうじゃないのです。大体それくらいは学校ですと、百万円くらいに超してあります。そうすると、私は二百円という単価は、実際今日使つてゐる教材費の六分の一くらいしか当らない、こゝういふ大體の概算ですよ。それが地方、所によつては違ふと思ひますが、大體実情に近いのじゃないかというやうな教育の實際に當つてゐる人の見解なんですかね。そこでもう少し実情を調べて三分の一くらいは補助するのだということであれば、最小限度三分の一補助するということであれば、

二百円ともうきめてしまわないで、もう少しこゝは実情を調べて、そうして三分の一なら三分の一、三分の一から二分の一の間でするというなら、その点でやつぱり單価を抑えて行くべきじゃないか、私はそう思ふのですが……。

○説明員(内藤三郎君) 決して私のほうは、實際の調査をしていないといふわけじゃございませうが、現在市町村で教材、教具にどの程度出しているかという調査は勿論いたしておるのですが、非常にラフな計算で相当多めに見えて、大體市町村から出してゐるのは七十億程度であります。それからPTAの寄附金等で見込まれてゐる分が百億のうち約四十七億程度が教材費と見られるのであります。そのうちには勿論消耗品が全部入つておる。ですからそれを含めまして百二十億程度今私どもが理論的に一つの学校にどれだけのものが必要であるかという学習指導要領が要求するところの教材、教具、圖書、そういう備品の類について十分検討しております。ただお話の中には私は備品の机とか或いは置架とかそういうものが入つておる点もあるのじやなかろうか、それから消耗品をどの程度見るか、消耗品は学校によつてばらばらであります。或る学校では父兄から取つておる所もあるし、学校で出しておる所もあります。紙の類は相違はありますが、そういう点の見方の相違は私はあると思ふのですが、要するにどれだけの教材、教具が学校に最低限度必要であるかというリストを今作成中でありませう。それが非常に素案なものは勿論ありますけれども、できましてから一つ御覧願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私も十分資料があつて言つておるのではない、大體聞いた程度であります。それははつきりしない点もあります。併し私の聞きたいのは一人当たり二百円と抑えて行くのか、或いは教材品の三分の一乃至二分の一というところで抑えて行くのか、どちらに基礎を置くのかということをお聞きしてゐるのです。

○説明員(内藤三郎君) 教材費の額が総額のほうが先ずそれによつてきまつて来るわけでありませう。その額から生徒一人当たりを還元して来るわけでありませう。ですから生徒一人当たり二百円ときちつと出るわけではありませう。そこが今予算折衝によつて今若林さんのお話の線は二百円を下らない額といふことで大蔵大臣とお話し合つたといふように私は記憶しておるのであります。

○衆議院議員(若林義孝君) 内藤課長から説明せられましたように、総額の三分の一を下らざる額といふので交渉いたしておるのであります。それを児童一人当たり割つたとすれば大体二百円見当になる、こゝういふことであります。

○荒木正三郎君 そうですか。

○岩間正男君 これはさつきのお話のように、消耗品とかそういうものの取り方、それからつと具体的に言へばいろ／＼の手工の用具とか、それからまあ圖画の用紙とか、クレヨンとか、筆とか、こゝういふものを入れるのですか、入れないのですか、これは学用品といふことでこゝういふものは入れない、教材、教具だけですか。

○説明員(内藤三郎君) 私どもが今やつておりますのは、成るべく消耗品の

のほうはむしろ避ける、将来は消耗品は入れなければならぬと思つておりますが、現在検討しておりますのは、どうしても備えなければならぬ圖書、掛圖、教材、教具、そういう各教科の教材、教具、こゝういふような点で押つております。

○岩間正男君 このところが非常にさつきの若林さんのお話で大事なところでありませう。消耗品といふのは非常に馬鹿にならないものであります。ところが現在PTAで負担しておる。そのほかに子供たちが毎日三十四、五十円と持出す、これを入れることも今のような額には抑え切れなないと思ひます。教材、教具、圖書、掛圖、実験用具、音楽機械とか、そういうものだけではこれは総額一千億、大體年間百億という形である、消耗品を入れると三百億圓くらいに最低なるだらうと思ひます。そういう恰好になる。そういう基本的な抑え方によつて非常にこれは違つて来ると思ふのですが、この際は今の大体内藤課長の説明の線ですね、そういうことで了解したのでありますが、それともう一つな三分の一といふものは入れなかつたのですか、一部というやうなことであまいである。非常にこれはやはり情勢によつて変り得るのではないですか、法案ですから一部などというあいまい模糊としたもので、これは一時立法のときに了解を得たといふやうなことで将来の線を維持することは困難だと思ふ。なぜこれは二分の一なり三分の一といふものではないか、抑えなかつたのか、この点如何ですか。

○衆議院議員(若林義孝君) 大體この産業教育の法案を御審議願つたときに

も、この点が或いは問題になつたのじやないかと思ひますが、我々といひましては二分の一といふものを目標に置いておつたのです。ところが産業教育に関する義務教育以外の分については三分の一が原則であるといふことで、六億六千万円といふものが三分の一を大体予定されたのであります。同時にこの義務教育については二分の一乃至三分の一といふことになつておるわけでありませう。折衝の過程は三分の一を下らざるということになつておるのでありますから、それは折衝の過程における様子を御覧願ひましたらば、三分の一で承知したのでから三分の一、こうしてしまつたほうが得か、二分の一という原則が根本的にあるのなら、それを明記せずしてやるほうが得かといふことに勘案いたしまして、今日この修正案となつたわけでございます。なおこれは各位の御協力によりまして二分の一の線まで、又教材費の解釈におきまして相当大幅な解釈をすることによつて有利に一つこれを展開して行きたい、かく考へておる次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと御相談申上げますが、今日はこれで散会して御異議ございせんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(梅原眞隆君) それでは散会いたします。
午後四時二十七分散会

七月十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、教育委員会法中一部改正に関する請願(第二八八九号)
一、精神薄弱児教育等に関する請願

(第二八八九号)
一、外国医学雑誌の欠本補充に関する請願(第二九〇六号)
一、大学病院の看護婦定員増加に関する請願(第二九八四号)

第二八八九号 昭和二十七年七月一日受理
教育委員会法中一部改正に関する請願
請願者 神奈川県川崎市議会議員 長 高須康治

紹介議員 西郷吉之助君
都市の行政運営上、また市民生活の福祉増進上極めて喫緊適切なものと思はれるから、(一)都道府県と五大市に教育委員会を設置し、その他の市町村は現在の実情から任意制とすること、(二)委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て選任すること、(三)教育委員会を置かない市町村に対しては、国の教育委員会制度協議会の答申の如く、諮問委員会その他の連絡機関を設置する方法を採ること等、教育委員会法の一部を改正せられたいとの請願。

第二八八九号 昭和二十七年七月一日受理
精神薄弱児教育等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田錦町二ノ二千代田区役所内児童問題研究会内 花岡忠男

紹介議員 中山 壽彦君
智能の發育に欠陥を招いた精神薄弱児に対する教育ならびに福祉施策が何等顧られていないのは、基本的人権の尊重および教育の機会均等の立場からみて重要な問題であるから、この不幸な児童の円満な成長を期するため、(一)

小学校および中学校に精神薄弱児のための特別学級を設置すること、(二)学校教育法による精神薄弱児のため特別学校を設置すること、(三)義務教育卒業後の職業指導機関を設置すること、(四)教員養成機関を設置すること等適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二九〇六号 昭和二十七年七月一日受理
外国医学雑誌の欠本補充に関する請願
請願者 東京都文京区本富士町 東大病院図書室内日本医学図書協議会内 北村包彦

紹介議員 木村 守江君
戦争による外国医学雑誌輸入と絶たため、全国の医学機関においては各種医学雑誌に前後十年間にわたる欠本を生じ、医学の教育、研究に多大の支障をきたしているから、特に必要なもの二百種を一組として全国八地区の代表図書館に配置するため、八組分の外国医学雑誌を輸入せられたいとの請願。

第二九八四号 昭和二十七年七月四日受理
大学病院の看護婦定員増加に関する請願
請願者 千葉市猪鼻町千葉大学医学部附属病院看護部内 渡路きん

紹介議員 井上なつみ君
戦後医師の分野と看護婦のそれとの間に各々独自の任務の存することが実証せられるとともに看護婦の重要性は一段と強く認識されるに至つた。大学病院はその特質上入院患者は重症者が多いため当然看護婦の勤務態勢を三交替

とすべきであるが、大学病院の特殊性に基き従来教育研究方面に重点をおいたので、看護婦員の数およびその配置もその目的に適するよう策定せられてきたため、現在の百九十五名の定員では到底看護の万全は期し難い上、看護婦の健康保持が困難な実情であるから、看護婦定員を三百三十六名に増加するよう特別審議せられたいとの請願。

七月十九日本委員会に左の事件を付託された。
一、町村教育委員会設置に関する請願(第三〇〇六号)
一、理科教育振興に関する請願(第三一〇〇号)
一、教育委員会法の一部を改正する法律制定促進に関する請願(第三一二二号)
一、高等学校定時制教育振興法制定に関する請願(第三一四三三号)
一、高等学校定時制分校を産業教育振興法による補助対象とするの請願(第三一四四号)
一、高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願(第三一四五号)
一、義務教育費国庫負担法制定に関する陳情(第一二六三三号)

第三〇〇六号 昭和二十七年七月五日受理
町村教育委員会設置に関する請願
請願者 福島県東白川郡竹貫村 長 高橋倉次

紹介議員 石原幹市郎君
昭和二十五年の教育委員会法によつて県に教育委員会が設置され、本年度より

り明年にかけて町村にもそれぞれ教育委員会が設置されることになつてゐるが、現下の町村は財政的に窮乏しているばかりでなく、桑園の霜害等によつて農村経済は大きな打撃を受けているから、本年度の教育委員会設置は地方事務所単位の程度とせられたいとの請願。

第三一〇〇号 昭和二十七年七月九日受理
理科教育振興に関する請願
請願者 神戸市兵庫区川中町四三兵衛理化学会内 春日重樹

紹介議員 矢嶋 三義君
産業の振興には、資源の開発と資材利用の合理化が最も重要な課題で、これを解決するものは実に科学教育の振興にある。ことに最近における一部学生生徒の無自覚な行動は科学的精神を喚起する理科教育の低調に起因するものであるから、科学教育の振興を図るため立法措置をとられるとともに中学校および高等学校における理科教育の抜本的改正を実施せられたいとの請願。

第三一二二号 昭和二十七年七月十日受理
教育委員会法の一部を改正する法律制定促進に関する請願
請願者 長野県議会議長 片桐 知從

紹介議員 木内 四郎君 羽生 三七君
現行の教育委員会法によれば、教育委員会未設置町村は本年十一月一日地方委員会を設置しなければならぬことになつてゐるが、現今の窮乏せる市町

村財政の実情ではこれが実現は極めて困難であるから、今回提案されている同法の一部改正案がすみやかに成立するより善処せられたいとの請願。

第三一四三号 昭和二十七年七月十一日受理

高等学校定時制教育振興法制定に関する請願

請願者 京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内 中川源一郎外五百九十八名

紹介議員 大野木秀次郎君 木村守江君

義務教育修了後諸種の事情により上級学校に進学できない者が半数以上いるが、思想的にも生理的にも極めて重要な時期を教育環境から全く離れておくことは、国家の将来に由々しい問題であるから、高等学校定時制課程を義務教育化し、働きつつ学ぶことができるよう高等学校定時制教育振興法を制定せられたいとの請願。

第三一四四号 昭和二十七年七月十一日受理

高等学校定時制分校を産業教育振興による補助対象とするの請願

請願者 京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内 中川源一郎外五百九十七名

紹介議員 大野木秀次郎君 木村守江君

高等学校定時制とくに分校においては、関係町村が財政的に貧困な上学制改革による中学校々舎等に迫られ、教育が極めて不十分な実情であるから、

本年立法化された産業教育振興法による補助対象を先ず定時制高校分校に適用し、最悪條件に放置されている分校を定時制高校の水準に達せしめるより善処せられたいとの請願。

第三一四五号 昭和二十七年七月十一日受理

高等学校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願

請願者 京都府中京区西京伯楽町全国高等学校定時制教育振興会内 中川源一郎外五百九十七名

紹介議員 大野木秀次郎君 木村守江君

わが国の復興進展は、国民の勤勞意欲と教養の向上にある。このためには定時制課程の育成が必要である。しかるに現状は暗い教室に空腹をかかえ、悪い設備と力の足りない教師によつて教育を受けている実情であるから、国費によるモデルスクールを各府県に設置せられたいとの請願。

第一二六三号 昭和二十七年七月七日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情(十五通)

陳情者 愛知県豊橋市立中部中学校内 P・T・A 内 石川龍蔵外四百十五名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容とを充実することは国の重大な責務であるから、義務教育費に対して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの陳情。